

情報処理技術者試験事業
民間競争入札実施要項（案）

情報処理技術者試験事業 民間競争入札実施要項（案）

平成 23 年 6 月 27 日
(独)情報処理推進機構

1. 趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号。以下「法」という。)に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、独立行政法人 情報処理推進機構理事長は、公共サービス改革基本方針(平成22年7月6日閣議決定)別表において民間競争入札の対象として選定された情報処理技術者試験事業(以下「試験実施事業」という。)について、公共サービス改革基本方針に従って、民間競争入札実施要項(以下「実施要項」という。)を定めるものとする。

なお、試験実施事業の実施に当たっては、その重要性に鑑み、公正かつ的確に実施しなければならないとする情報処理技術者試験実施事業全般の政策目標に十分配慮するものとする。

2. 試験実施事業の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき試験実施事業の質に関する事項

(1) 試験実施事業の概要

① 情報処理技術者試験の概要

ア. 情報処理技術者試験は、情報処理の促進に関する法律(昭和 45 年法律第 90 号)第 7 条第 1 項に基づき、経済産業大臣が情報処理に関する業務を行う者の技術の向上に資するため、情報処理に関して必要な知識及び技能を問う試験である。その実施に関する事務は、同条第 2 項に基づき、独立行政法人情報処理推進機構(以下「機構」という。)が行っている。

イ. この試験は、情報システムを構築又は運用する「技術者」から情報システムを利用する「エンドユーザー(利用者)」まで情報技術に関係する人に加え、学生・生徒や一般人も含む多くの人々が活用している。また、特定の製品やソフトウェアに関する試験ではなく、情報技術の背景として知っておくべき原理や基礎となる技能について、総合的に評価するものである。

ウ. この試験の目的は次のとおりである。

- ・情報処理技術者に目標を示し、刺激を与えることによって、その技術の向上に資すること。
 - ・情報処理技術者として備えるべき能力についての水準を示すことにより、学校教育、職業教育、企業内教育等における教育の水準の確保に資すること。
 - ・情報技術を利用する企業、官庁などが情報処理技術者の採用を行う際に役立つよう客観的な評価の尺度を提供し、これを通じて情報処理技術者の社会的地位の確立を図ること。
- エ. なお、この試験には昭和44年度から平成22年秋期試験までにのべ1,603万人が応募し、のべ189万人が合格している。

② 情報処理技術者試験の区分

当事業の対象となる試験区分は次のとおりです。

- ア. ITパスポート試験（春期及び秋期）
- イ. 基本情報技術者試験（春期及び秋期）
- ウ. 応用情報技術者試験（春期及び秋期）
- エ. 情報セキュリティスペシャリスト試験（春期及び秋期）
- オ. プロジェクトマネージャ試験（春期）
- カ. データベーススペシャリスト試験（春期）
- キ. エンベデッドシステムスペシャリスト試験（春期）
- ク. ITサービスマネージャ試験（秋期）
- ケ. システム監査技術者試験（春期）
- コ. ITストラテジスト試験（秋期）
- サ. システムアーキテクト試験（秋期）
- シ. ネットワークスペシャリスト試験（秋期）

(注1) 情報処理技術者試験の沿革、統計情報等については、機構の情報処理技術者試験センターのホームページを参照すること。

<http://www.jitec.ipa.go.jp/>

(注2) ITパスポート試験については、身障者のみ対象とする。

(2) 民間競争入札の対象となる試験実施事業を行う地域（以下「入札対象地域」という。）

入札対象地域は、次のとおりであり、地域ごとに入札を実施する。

- ①東京都（東京及び八王子試験地）
- ②埼玉県、千葉県及び神奈川県（埼玉、千葉、柏、横浜・川崎、藤沢及び厚木試験地）
- ③愛知県（名古屋試験地）

- ④滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県（滋賀、京都、大阪、神戸、奈良及び和歌山試験地）

(3) 民間競争入札の対象となる試験実施事業（2.（4）及び2.（5）において「入札対象事業」という。）の詳細な内容

① 試験会場の確保業務

ア. 遅くとも試験日の2ヶ月前までに、前年度同期の実績を参考に試験会場（試験室及び試験事務室）を確保するとともに、最寄りの交通機関からの道順、目標物等を明示した試験会場の案内図を作成し機構に送付すること。

なお、公共サービス実施民間事業者（以下「民間事業者」という。）が契約期間中の初年度に実施する試験においては、可能であれば機構が内諾等を得た試験会場又は書面や口頭で申請中の試験会場を使用すること（試験会場の使用許可は民間事業者が自ら取得すること。）。

契約の最終年度において、民間事業者は、次年度の試験会場の使用許可又は内諾等を受け、書面をもって次年度以降に試験を実施する者に引き継ぐこと。

イ. 身障者の受験申請者の試験室を、機構からの指示に従って確保すること。

ウ. 各回の試験ごとに機構から通知される試験区分ごとの受験申請者数に応じて、確保した試験会場における部屋割表（試験事務室の番号並びに試験室ごとの番号、収容人数及び試験区分等）を作成し機構に送付すること。

② 会場責任者、試験監督員等（以下「会場責任者等」という。）の確保及び割付業務

ア. 次に掲げる数を目安に会場責任者等を確保すること。

1 試験会場当たり会場責任者1名、副責任者2名、1試験室当たり主任監督員1名、1試験室における受験申請者50人当たり監督員1名、受験申請者500人当たり主任管理員1名、受験申請者200人当たり管理員1名。

イ. 試験運營業務に支障を来さないよう、原則として会場責任者及び副責任者は全て国家試験又はそれに類する試験の運營業務の経験者を充てること等、会場責任者等の総合的な質の確保を図ること。

ウ. 会場責任者等を試験会場別及び試験室別に割り付けること。

(注1) 会場責任者は、担当する試験会場の責任者として、監督員及び管理員を指揮して試験実施について総括的な監督及び管理を行う。また、各種トラブルの処理などに当たる。

(注2) 監督員は、担当する試験室の責任者として、受験者への指示、説明及び非常時における受験者への対応に当たるとともに、試験の監督業務を行う。

(注3) 管理員は、会場内外における受験者の案内・誘導、事務局における受験者との対応、問題冊子・答案用紙などの試験室への配分、回収点検、整理、事務局と各試験室との

連絡などを行う。

③ 試験運営業務

- ア. 機構が送付する問題冊子（正誤表を含む。以下同じ。）及び答案用紙等一式（以下、「問題冊子等一式」という。）について、機構の指定する期日に機構が指定する運送業者の保管場所において開封し、それらの数を確認した後再び封印し、当該運送業者に引き続き試験日まで保管させること。
- イ. 試験日当日の問題冊子等一式の輸送について、機構から指定された時間に当該保管場所において封印を確認し、送り出しに立会うとともに、機構から指定された時間に試験会場において受領すること。
- ウ. 次に掲げる各項の処理に特に注意を払いつつ、機構の会場事務局・管理員マニュアル及び監督員マニュアル（以下「マニュアル」という。）に基づき、試験運営を行うこと。また、会場責任者等に対する事前のオリエンテーション等の方法を通じてマニュアルの遵守の徹底を図ること。
 - a) 試験会場を設営すること。
 - b) 当日の問い合わせやクレームに対応すること。マニュアルによっても対処できない問い合わせやクレームについては、速やかに機構に連絡し指示を仰ぐこと。
 - c) 機構から指示された身障者の受験申請者に対する個別注意事項に配慮すること。
 - d) 問題に正誤がある場合は、マニュアルまたは機構の指示にしたがって配付・掲示等を行い、受験者に対して確実に説明すること。
 - e) 受験者の出席確認を正確に行い、試験を定刻に開始し、監督し、定刻に終了すること。
 - f) 答案用紙を回収し、数量の確認及び封緘を行い、受験票綴りと併せて機構が指定する運送業者に引き渡すこと。
 - g) 個人情報に記載された書類をマニュアルに基づき廃棄すること。
 - h) 試験会場の原状回復を行うこと。
- エ. 試験終了後、機構の指定する運送業者の保管場所等において、試験会場から回収した答案用紙、受験票綴り等の箱数を確認した後、機構の指定する方法に基づき運送業者に引き渡すこと。
- オ. 民間事業者は、受験申請者等からの試験実施に係わる問い合わせ、クレーム等に対し、問い合わせ窓口を設置し、機構と密接に連絡を取り合い、受験申請者に迅速、適切に対応すること。なお、民間事業者は、機構からのヒアリングや資料を参考に受験者問い合わせ対応マニュアルを作成し、試験日の1ヶ月前までに機構に提出し、その内容について機構の確認を受けること。

(4) 入札対象事業の実施に当たり確保されるべきサービスの質

- ア. 機構の試験会場の借り上げ実績を参考とした概ね交通の便が良く、清潔かつ静かな環境を備えた受験申請者数全数の収容を可能とする試験会場の確保。
- イ. 機構の試験室内の座席配置の例(マニュアルの「試験室設営」)を参考とし、余裕を持った試験室内の座席配置。
- ウ. 次に掲げる各項に特に注意を払いつつ、マニュアルに基づいた試験運営。
ただし、災害等非常時においては受験者の安全確保を第一とする。
 - a) 試験問題の盗難、亡失及び事前漏洩の絶対防止。
 - b) 試験時間の過不足の絶対防止。
 - c) 不正行為の防止に努めるとともに、不正行為に対する厳正な対処。
 - d) マニュアルを厳格に適用することによる正確かつ公平な出欠確認及び受験資格の確認。
 - e) 受験者に配付した答案用紙及び受験票(本人控えは除く。)の全数回収。
 - f) 回収した答案用紙への加筆及び訂正の絶対防止。
 - g) 未使用答案用紙の欠席者及び部外者への流出の絶対防止。
 - h) 個人情報の盗難、亡失及び漏洩の絶対防止。
- エ. 試験会場の周辺住民の生活環境への配慮及び試験会場周辺での交通トラブルの防止。

(5) 契約の形態及び支払い

- ① 契約の形態は請負契約とする。
- ② 機構は、請負契約に基づき民間事業者が実施する入札対象事業(以下「請負事業」という。)の報酬として、予め請負契約に記載された各回の試験ごとに約定された請負報酬の額を、各回の試験に関する8.(1)①力の報告を受け、業務の履行を確認し、適正な請求書を受領した月の翌月末までに支払う。
- ③ 機構は、民間事業者の業務履行の確認において、民間事業者の責めに帰すべき事由により、試験問題の漏洩など重度の不備が生じ、試験の有効性に影響を及ぼしたと認められた場合は、2.(3)の業務に係る契約金相当額の支払を行わない。

次に、民間事業者の責めに帰すべき事由により、重度には至らない以下の不備が生じたと機構が判断した場合、以下の区分により、請負報酬の減額を行うことができる。

- ア. 正味の試験時間の確保漏れ(重度の不備には該当しない場合)
当該試験における2.(3)の業務に係る契約金相当額の5%
- イ. 答案用紙の一部回収漏れ

当該試験における 2. (3) の業務に係る契約金相当額の 5 %
ウ. 回収した答案用紙への加筆及び訂正

当該試験における 2. (3) の業務に係る契約金相当額の 5 %
エ. 未使用答案用紙の欠席者及び部外者への流失

当該試験における 2. (3) の業務に係る契約金相当額の 5 %
オ. 個人情報の一部盗難、亡失及び漏洩

当該試験における 2. (3) の業務に係る契約金相当額の 5 %

- ④ 機構及び民間事業者は、平成22年度春期又は秋期試験を基準として、期ごとに20%を超える数の受験申請者数の増減があった場合には、協議によって各回の請負報酬の額の見直しを行うことができる。
- ⑤ 民間事業者は、身障者のための配慮等に起因して追加負担が生じた場合には、追加負担の額を機構との協議によって確定し、請求することができる。この場合において、機構は請求を受けた月の翌月末までに追加負担額を支払う。

(6) 業務の改善計画書の作成等

民間事業者は、次の場合、速やかに業務の改善計画書を作成及び提出し、機構の承認を得た上で改善策を実施するものとする。なお、民間事業者は、改善計画書の作成、提出及び実施に当たり、機構に対して必要な助言及び協力を求めることができる。

ア 機構が、2. (3) に示す業務の実施状況を観察することにより、業務の質が満たされないことが明らかになり、業務の改善が必要と判断し、民間事業者に対して業務の改善を求めた場合

イ 民間事業者が、業務の実施結果を踏まえ、業務の質の確保、向上を図るため、業務の改善が必要と判断した場合

3. 実施期間に関する事項

請負契約の契約期間は、平成23年10月1日から平成25年12月31日までとする。

- ア. 平成24年4月の第3日曜日に実施予定の平成24年度春期の試験
- イ. 平成24年10月の第3日曜日に実施予定の平成24年度秋期の試験
- ウ. 平成25年4月の第3日曜日に実施予定の平成25年度春期の試験
- エ. 平成25年10月の第3日曜日に実施予定の平成25年度秋期の試験

試験日及び願書受付期間は、概ね4ヵ月前までに官報に告示される。

4. 入札参加資格に関する事項

- ア. 法第 15 条において準用する法第 10 条（第 11 号を除く）に抵触しない者であること。
- イ. 予算決算及び会計令第 70 条の規定に抵触しない者であること。（なお、未成年者又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。）
- ウ. 予算決算及び会計令第 71 条の規定に抵触しない者であること。
- エ. 法人税及び消費税等の滞納がないこと。
- オ. 実施要項案の策定に携わった法人又は個人でないこと（実施要項の策定過程で公表した案に対する意見聴取に応じた者を除く。）。
- カ. 平成 22・23・24 年度競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」の「A」、又は「B」の等級に格付けされている者であること。
- キ. 国等から指名停止又は一般競争参加資格停止の措置を受けている期間中に該当しない者であること。
- ク. 過去 5 年間のうち、複数年かつ年 1 回以上の頻度において、下記 a) ～d) の地域に記載されている人数以上の受験申請者を対象に、全国で国家試験又はそれに類する試験実施業務を複数会場において同時に実施した実績があること。
 - a) 東京都（東京及び八王子試験地）：5 万人
 - b) 埼玉県、千葉県及び神奈川県（埼玉、千葉、柏、横浜・川崎、藤沢及び厚木試験地）：5 万人
 - c) 愛知県（名古屋試験地）：1 万人
 - d) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県（滋賀、京都、大阪、神戸、奈良及び和歌山試験地）：3 万人

5. 入札に参加する者の募集に関する事項

(1) 入札に係るスケジュール

- | | |
|-----------------------------|------------------|
| ① 入札公告： | 平成 23 年 7 月中旬頃 |
| ② 入札説明会： | 平成 23 年 7 月下旬頃 |
| ③ 質問受付期限： | 平成 23 年 8 月上旬頃 |
| ④ 入札書提出期限： | 平成 23 年 8 月下旬頃 |
| ⑤ 提案書の審査及び入札参加者によるプレゼンテーション | 平成 23 年 9 月中旬頃 |
| ⑥ 開札及び落札者の決定： | 平成 23 年 9 月下旬頃 |
| ⑦ 契約締結： | 平成 23 年 10 月 1 日 |

(2) 入札の実施手続き

① 入札説明会後の質問受付

入札公告以降、機構において入札説明書の交付を受けた者は、本実施要項の内容や入札に係る事項について、入札説明会後に、機構に対して質問を行うことができる。質問は原則として電子メールにより行い、質問内容及び機構からの回答は原則として入札説明会に参加したすべての者に公開することとする。

ただし、民間事業者の権利や競争上の地位等を害する恐れがあると判断される場合には、質問者の意向を聴取した上で公開しないよう配慮する。

② 提出書類

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、次に掲げる書類を別に定める入札公告書及び入札仕様書に記載された期日と方法により、機構が指定する場所まで提出すること。

ア. 入札金額（契約期間内の全ての請負事業に対する報酬の総額の 105 分の 100 に相当する金額）を記載した書類（入札書）

イ. 総合評価のための業務運営の具体的な方法及びその質の確保の方法等に関する書類（以下「提案書」という。）

ウ. 平成 22・23・24 年度競争参加資格（全省庁統一資格）における資格審査結果通知書の写し

エ. 法第 15 条において準用する法第 10 条に規定する欠格事由のうち、暴力団排除に関する規定について評価するために必要な書類

③ 提案書の内容

入札参加者が提出する提案書には、企画提案の内容として明らかにされる業務の質に関する評価を受けるため、次の事項を記載すること。

a) 組織的基盤に関する事項

- ・主たる事業概要、従業員数、事業所の所在地、代表者略歴、主要株主構成、他の者との間で競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令（平成 18 年 7 月 5 日政令第 228 号）第 3 条に規定する特定支配関係にある場合その者（以下「親会社等」という。）に関する上記情報

b) 経理的基盤に関する事項（次の書類を添付すること。）

- ・登記事項証明書
- ・直近 3 期分の法人税確定申告書の写（税務署受付印のある申請書一式。財務諸表も添付すること。なお、直近の決算月が入札日から 3 ヶ月以上遡る場合は、入札日が属する月の前月末まで残高試算表を添付すること。）
- ・申請月を含む向こう 6 ヶ月間の資金繰り表
- ・法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（直近のもの）

- c) 実施体制
 - ・業務責任体制（責任者名、事業担当者名、責任者と事業担当者の役割分担など）
 - ・業務従事者の配置
 - ・機構との連絡体制
 - ・請負事業の実施に当たり、その業務の一部について第三者に委託し又は請け負わせる場合には、業務の範囲、理由、委託先等に対する報告徴収その他運営管理の方法
- d) 事業計画
 - ・請負事業を実施するために必要な事項
- e) 実績に関する事項
 - ・過去5年間に国家試験又はそれに類する試験の実施業務（会場確保、会場責任者等の確保及び試験運営）を円滑かつ確実に実施した実績の概要

6. 落札者を決定するための評価の基準その他落札者の決定に関する事項

請負事業を実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、総合評価方式によるものとする。

(1) 評価方法

① 技術評価点

技術評価は、提出された提案書の内容が、請負事業の趣旨に沿った実行可能なものであるか（必須項目審査）、また、効果的なものであるか（加点項目審査）について行い、ア. の基礎点にイ. の加点の合計点を加えた点を技術評価点とする。

ア. 必須項目審査

次の必須審査項目については、その全てを満たした提案には基礎点 80 点を与え、その一つでも欠ける提案は不合格とする。

a) 経理的基盤

- ・請負事業を確実に遂行できるだけの経理的基盤を有していること。

（評価項目）

直近3期分及び直近の決算期以降入札日が属する月の前月末までにおいて債務超過の状態にないこと、累損がないこと及び現在において手許流動性など資金繰りの状態が健全であること。

b) 実施体制

- ・請負事業を確実に遂行できるだけの業務責任体制（責任者と事業担当者の役割分担、再委託先との責任体制、業務従事者の配置、機構との連絡

体制など)の計画を立案していること。

c) 事業計画

- ・請負事業の実施に当たり確保されるべきサービスの質の内容を全て満たした試験運営業務に関する計画を立案していること。

イ. 加点審査項目

次の各項目について審査を行う。効果的及び確実な実施が期待できるかという観点から、基本的には入札参加者の企画提案を相対評価することにより加点する。

具体的には、加点項目ごとに入札参加者の提案書の内容を比較し、各入札参加者に対して審査基準により得点を付与する。

表 審査基準〔相対評価項目〕

評価内容		得点
A	非常に優れている	10
B	優れている	7
C	要求水準を満たす程度	4
D	記載なし	0

a) 実績(実績に応じて0~20点。)

上記4.クの参加資格要件ごとの基準に加え、入札対象地域の試験の受験者数が1万人増加するごとに4点、最大20点まで加点する。

b) 事業計画の周密性及び確実性(内容に応じて0点~100点。)

- ・機構の過去の実績や試験地の状況を踏まえ、本事業の実施に当たり確保されるべきサービスの質を満たした適切な会場候補及びその根拠を列記し、具体的かつ確実な会場確保の方法を記載しているか。(30点)
 - ①当該試験地における会場確保の強み。(0点~10点)
 - ②本事業の実施に当たり確保されるべきサービスの質を満たす会場を確保するための方策。(0点~10点)
 - ③当該試験地における会場の確保実績(過去5年)と将来の確保可能会場。(0点~10点)
- ・質の高い会場責任者等(国家試験又はそれに類する試験実施業務の経験者)を充てる等、計画及び確実な遂行に必要な資源を予め確保しているか。(30点)
 - ①会場責任者及び副責任者の確保計画。(0点~10点)
 - ②主任監督員の確保計画。(0点~10点)
 - ③公正、確実かつ円滑な試験運営を実現するための試験会場及び試験

室運営体制の計画。(0点～10点)

- ・ マニュアルに基づく試験運営の実施等、試験運営業務の確実な遂行のため本事業の実施に当たり確保されるべきサービスの質を踏まえた具体的方策が記載されているか。(30点)
 - ①当日の試験運営、準備、後処理の具体的な実施方法、体制。(0点～10点)
 - ②マニュアルに基づく試験運営を徹底するための取組み等。(0点～10点)
 - ③受験者からの問い合わせ、クレーム、要望に対して迅速、適切に対応する態勢。(0点～10点)
- ・ 業務体制の計画は、請負事業の実施に当たり確保されるべきサービスの質の内容を全て満たした必要な業務が考慮されたものであり、かつスケジュールや事業体制が妥当なものであるか。(10点)
 - ①請負事業を確実に遂行できる具体的な体制、役割分担、作業スケジュール等。(0点～10点)

② 入札価格点

入札価格に係る評価点については、以下の計算方法により、事業者が提示した入札価格に応じて得点が計算される。なお、入札価格に係る得点配分は100点とする。

$$(1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \times \text{入札価格に係る得点配分 (100点)}$$

(2) 落札者の決定

- ア. 上記(1)の評価方法における必須審査項目を全て満たし、機構会計規程第29条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、技術評価点及び入札価格点の合計が最も高い者を落札者とする。
- イ. 必須審査項目を全て満たしている者のうち、予定価格の制限に達した入札金額の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行う。
- ウ. 落札者となるべき者の入札金額によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認める場合は、予定価格の制限の範囲内の入札金額をもって入札した他の者のうち、上記の合計点の最も高い者を落札者とするところがある。
- エ. 落札者となるべきものが2者以上あるときは、くじによって落札者を決定する。また当該入札者のうちくじを引かないものがあるときは、これに代わっ

- て入札事務に関係のない機構の職員にくじを引かせ落札者を決定する。
- オ. 機構は、落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名又は名称、落札金額、落札者の総合評価点等について公表するものとする。

(3) 落札者が決定しなかった場合の措置

機構は、初回の入札において入札参加者がなかった場合、必須審査項目を全て満たす入札参加者がなかった場合又は再度の入札を行ってもなお落札者が決定しなかった場合は、入札条件等を見直した後、再度公告を行う。また、機構は、請負事業を実施する時間が十分に確保できない等、やむを得ない場合には、入札対象事業を自ら実施すること等ができる。この場合において、機構はその理由を公表するとともに監理委員会に報告する。

7. 入札対象事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項 別紙のとおり。

8. 民間事業者が機構に報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置、その他請負事業の適正かつ確実な実施の確保のために民間事業者が講ずべき事項

(1) 民間事業者が機構に報告すべき事項、機構の指示による講ずべき措置

① 報告等

- ア. 民間事業者は、事業開始日から起算して3ヶ月を経過するごとに、経過の日から1ヶ月以内に、請負事業の実施状況を機構に報告しなければならない。
- イ. 試験会場における事故や急病及び実施要項2.(4)ウ.の各号に抵触する行為については、迅速に対応すると同時に速やかに機構に報告しなければならない。
- ウ. 機構が授受した答案用紙又は受験票綴りの記載事項若しくは回収数の正確性に疑義があり、機構から報告を求められたときは、民間事業者はこれに応じなければならない。
- エ. 試験日以降、機構に寄せられた請負事業に関するクレームや問い合わせについて、機構から報告を求められたときは、民間事業者は迅速にこれに応じなければならない。
- オ. 民間事業者は、試験日当日における試験会場でのクレームやトラブル及び実施要項2.(3)③オの問い合わせ対応業務について、その内容及び対処方法を試験日が属する月の月末までに機構に報告しなければならない。

カ. 民間事業者は、請負事業の実施に要した経費について、各年の春期及び秋期の試験日及び請負事業を終了し若しくは中止した日が属する月の翌月末までに、機構に報告しなければならない。

② 調査

ア. 機構は、請負事業の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第 26 条 1 項に基づき、民間事業者に対し、必要な報告を求め、又は事務所に立ち入り、請負事業の実施の状況若しくは帳票、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

イ. 立入検査をする機構の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第 26 条第 1 項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

③ 指示

機構は、請負事業を適正かつ的確に実施させるために、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

① 個人情報の保護並びに秘密の保持

ア. 民間事業者は、個人情報を収集及び保管し、又は使用するに当たっては、請負事業の実施に必要な範囲内でこれらの個人情報を収集及び保管し、又は使用しなければならない。

イ. 民間事業者は、個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

ウ. 民間事業者、その役職員その他請負事業に従事する者又は従事していた者は、請負事業の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第 54 条により罰則の適用がある。

エ. 民間事業者は、各年の春期及び秋期の試験が終了した場合及び請負事業を終了し若しくは中止した場合は、請負事業によって取得した個人情報をマニュアルに基づき破棄しなければならない。この場合において、民間事業者は、請負事業によって取得した個人情報が破棄されたことを証明する文書を試験日の属する月末又は請負事業を終了し、若しくは中止した日の属する月の月末までに機構に提出しなければならない。

(3) 業務の引き継ぎ

ア. 機構は、民間事業者が入札対象事業を開始するまでの間に、業務内容等を明らかにした書類等により、業務の引継を行うものとする。

- イ. 契約期間の満了に伴い入札対象事業が終了する場合には、機構は民間事業者から引継を受けるものとする。この場合、必要に応じて、機構が業務終了前に民間事業者に対し引継に必要な資料を求めた場合には、民間事業者は応じるものとする。

また、事業実施者である民間事業者が変更になる場合、機構は次期事業実施者へ引継を行うものとする。

(4) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

① 請負事業の開始及び中止

- ア. 民間事業者は、締結された契約に定められた事業開始日に事業を開始しなければならない。
- イ. 民間事業者は、やむを得ない理由により請負事業を中止しようとするときは、予め機構の承認を得なければならない。この場合において、機構は既に支払った報酬を除き、一切の経費又は報酬を支払わない。

② 公正な取扱い

- ア. 民間事業者は、事業の実施において受験申請者を合理的な理由なく区別してはならない。
- イ. 民間事業者の役職員(請負事業に従事している者に限る。)は、請負事業を実施している間、試験に申込み又は受験をしてはならない。

③ 金品等の授受の禁止

民間事業者は、請負事業において金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。

④ 宣伝行為の禁止

民間事業者及びその事業に従事する者は、「独立行政法人情報処理推進機構」や「情報処理技術者試験」の名称並びに機構の保有するロゴなどを請負事業以外の自ら行う事業の宣伝に用いてはならない(一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の一つとして事実のみ簡潔に記載する場合は除く。)。また、自ら行う事業が情報処理技術者試験の業務の一部であるかのように誤認されるおそれのある行為をしてはならない。

⑤ 機構との契約によらない自らの事業の禁止

民間事業者は、試験会場において、自ら行う事業若しくは機構以外の者との契約(機構との契約に基づく事業を除く。)に基づき実施する事業を行ってはならない。

⑥ 取得した個人情報の活用の禁止

民間事業者は、請負事業によって、取得した個人情報を、自ら行う事業若しくは機構以外の者との契約に基づき実施する事業に用いてはならない。

⑦ 記録及び帳簿

民間事業者又は民間事業者であった者は、請負事業の実施状況に関する記録及び帳簿書類を作成し、請負事業を終了し又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。

⑧ 権利の譲渡

民間事業者は、請負契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

⑨ 再委託

- ア. 民間事業者は、請負事業の全部を一括して第三者に委託し又は請け負わせてはならない。
- イ. 民間事業者は、請負事業の実施に当たり、その業務の一部について第三者に委託し又は請け負わせる場合には、原則として予め提案書等において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他運営管理の方法）について記載しなければならない。
- ウ. 民間事業者は、契約後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で機構の承認を受けなければならない。
- エ. 民間事業者は、上記イ又はウにより再委託を行う場合には再委託先から必要な報告を徴収することとする。
- オ. 再委託先は、上記の秘密の保持、公正な取扱い、金品等の授受の禁止、宣伝行為の禁止、事業の同時実施の禁止及び権利義務の帰属等については民間事業者と同様の義務を負うものとする。

⑩ 契約内容の変更

機構及び民間事業者は、やむを得ない事由により契約の内容を変更しようとする場合は、予め変更の理由を提示し、それぞれの相手方の承認を得なければならない。

⑪ 契約の解除

機構は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- ア. 偽りその他不正の行為により落札者となった場合。
- イ. 法第14条第2項第3号又は第15条において準用する第10条の規定により民間競争入札に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなったとき。
- ウ. 契約に従って請負事業を実施できなかつたとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき。
- エ. ウ. に掲げる場合のほか契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

- オ. 法令又は契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき
- カ. 法令又は契約に基づく検査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- キ. 法令又は契約に基づく指示（8. に掲げる措置を履行しなかった場合を含む。）に違反したとき。
- ク. 民間事業者又はその役職員その他請負事業に従事する者が、法令又は契約に違反して、請負事業の実施に関して知り得た秘密を漏らし又は盗用した場合。
- ケ. 暴力団員を業務統括する者又は従業員としていることが明らかになった場合。
- コ. 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになった場合。
- サ. 財産状態が著しく悪化し、又はその恐れがあると認められる事由があるとき。
- シ. 破産、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき又は清算に入ったとき。
- ス. 談合等の不正行為について、次の各号の一に該当するとき。
 - a) 公正取引委員会が、民間事業者又は民間事業者の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第66条第4項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
 - b) 公正取引委員会が、民間事業者又は民間事業者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
 - c) 公正取引委員会が、民間事業者又は民間事業者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - d) 民間事業者又は民間事業者の代理人（民間事業者又は民間事業者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人）が刑法第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

⑫ 契約解除時の取扱

- ア. 民間事業者は、機構が上記の⑪の規定により契約を解除した場合には、機構との協議に基づき、請負事業を機構に引き継ぐための処理について、責任を持って対応を行わなければならない。

- イ. 機構は、上記⑪の規定により契約を解除した場合には、機構は契約解除の日までに適正に履行された業務について2. (5) ②の要領により報酬を支払う。
- ウ. 民間事業者は、機構が上記の⑪の規定により契約を解除した場合には、当該契約の金額の100分の10に相当する金額を違約金として機構が指定する期日までに納付しなければならない。ただし、機構は解除原因に起因する損害額が当該金額に満たないと判断する場合には、違約金の支払いを減額し、又は免除することができる。
- 前記違約金の定めは、違約金額を超過する損害額についての損害賠償を妨げるものではない。また、民間事業者は契約の履行を理由として違約金を免れることができない。
- エ. 民間事業者は、上記の解除原因のうち、ス. d)に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、上記ス. d)に基づく違約金に加え、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として機構が指定する期日までに別途支払わなければならない。
- a) 公正取引委員会が、民間事業者又は民間事業者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項及び第7項の規定による納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
- b) 当該刑の確定において、民間事業者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- c) 民間事業者が機構に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- オ. 機構は、民間事業者が複数の独立した解除原因に該当する場合には、当該解除原因ごとに違約金の請求をすることができる。

⑬ 損害賠償

民間事業者は、債務不履行その他請求原因のいかんにかかわらず、機構に損害を与えた場合は、機構に対し、一切の損害を賠償するものとする。この損害には、機構が民間事業者に対し履行を求め一切の費用、国民等から、不服申立て等が提起された場合において機構が国民等に支払いを要する金額及び機構が不服申立て等を防御するために要した一切の費用並びにこれらのために要する訴訟等裁判手続に関する費用を含むものとする。

⑭ 違約金と損害賠償の関係について

機構から民間事業者に損害賠償を請求する場合において、原因を同じくする支払済の違約金がある場合には、当該違約金は原因を同じくする損害賠償について、支払済額とみなす。

⑮ 不可抗力免責、危険負担

民間事業者は、上記事項にかかわらず、民間事業者の責に帰することができない事由により請負事業の全部又は一部の実施が遅滞したり、不能となりした場合は責任を負わない。

⑯ 契約の解釈

契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と機構が協議する。

9. 請負事業を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合における損害賠償に関して民間事業者が負うべき責任

民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）又はその職員その他の請負事業に従事する者が、故意又は過失により、請負事業の受益者等の第三者に損害を加えた場合について、

- ア. 機構が国家賠償法第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、機構は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について機構の責に帰すべき理由が存する場合は、機構が自ら賠償の責に任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- イ. 民間事業者が民法第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について機構の責に帰すべき理由が存するときは、民間事業者は機構に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責に任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

10. 請負事業の評価に関する事項

(1) 実施状況に関する調査の実施時期

① 業務全般にわたる評価

機構は、内閣総理大臣が行う評価の時期（平成25年3月を予定）を踏まえ、情報処理技術者試験業務の実施状況については、平成24年度春期及び秋期の試験の状況を調査する。

② 試験ごとの評価

機構は、情報処理技術者試験の実施状況について、春期及び秋期の試験ごとに調査し、評価する。その際、機構は、機構が実施した情報処理技術者試験業務の従来の実施状況と民間事業者が実施した情報処理技術者試験業務との比較を行う。

(2) 調査の実施方法

機構は、機構が実施した情報処理技術者試験業務と民間事業者が実施した情報処理技術者試験業務の実績を比較することができるように、実施状況等の調査を行う。このため、民間事業者は、試験（春期及び秋期）ごとに、試験日から3ヵ月以内までに当該試験の実施状況について機構へ報告し、機構は、民間事業者から受けた試験の実施状況及び民間事業者へのヒアリング等を通じて調査を実施する。

(3) 調査項目

- ① 問題冊子の漏洩の数とその原因について
- ② 答案用紙の回収漏れの数とその原因について
- ③ 試験日当日におけるクレームやトラブルの内容と対処方法について
- ④ 上記の事象の再発を防止するための具体的な措置について
- ⑤ 実施経費

(4) 意見聴取等

機構は、必要に応じ、民間事業者及び受験者や会場責任者等から直接意見の聴取等を行うことができるものとする。

(5) 実施状況の提出等

- ① 業務全般にわたる評価

機構は、(1) ①による調査終了後、当該調査の結果及び(1) ②における評価について、平成25年2月を目途に内閣総理大臣及び官民競争入札等監理委員会へ提出する。

- ② 試験ごとの評価

機構は、民間事業者の実施状況について、(1) ②における評価を行い、年度ごとに官民競争入札等監理委員会へ報告するとともに、公表する。ただし、平成24年度試験については①により報告する。

1.1. その他請負事業の実施に際し必要な事項

(1) 事業の実施状況等の監理委員会への報告等

機構は、民間事業者に対して、10. (5) の評価について、毎年度、官民競争入札等監理委員会へ報告するとともに、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を官民競争入札等監理委員会に通知する。また、機構が必要と判断した場合は、機構はその措置の内容等を公表する。

(2) 機構の監督体制

請負事業の実施に係る監督は、試験センター実施グループが行い、グループリーダーを責任者とする。

(3) 民間事業者の責務

- ア. 当請負事業に従事する者は刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。
- イ. 民間事業者は、会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 23 条第 1 項第 7 号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第 25 条及び第 26 条により、同院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は機構を通じて、資料又は報告等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。
- ウ. 民間事業者は、法第 55 条の規定に該当する場合は、30 万円以下の罰金に処されることとなる。なお、法第 56 条に基づき、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第 55 条の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

従来の実施状況に関する情報の開示（目次）

（別紙）

東京、八王子試験地	．．． 22
埼玉、千葉、柏、横浜・川崎、藤沢、厚木試験地	．．． 29
名古屋試験地	．．． 35
大阪、滋賀、京都、奈良、神戸、和歌山試験地	．．． 40

従来の実施状況に関する情報の開示（東京、八王子試験地）（別紙）

1 従来の実施に要した経費（単位：千円）

		19年度	20年度	21年度
(関東支部)				
人件費	常勤職員	24,906	24,342	17,874
	非常勤職員	841	321	0
物件費		135,788	131,474	166,447
委託費等	委託費定額部分	0	0	0
	成果報酬等	0	0	0
	監督員等謝金等	108,339	115,044	126,443
	旅費その他	2,055	2,282	1,425
計(a)		271,929	273,463	312,189
参考値	減価償却費	0	0	0
	退職給付費用	631	593	292
(b)	間接部門費	3,992	3,109	2,656
(a) + (b)		276,552	277,165	315,137

(注記事項)

1. 関東支部の業務形態

関東支部の常勤職員等が試験会場の確保、監督員等の確保、当日の試験運営を実施しています。

2. 各費目の内容

①人件費

以下の経費に業務従事割合、当該試験地の受験申請者割合並びに当該試験地の受験申請者数から初級アドミニストレータ（以下、ADという。）及びITパスポート（以下、IPという。）を除いた受験申請者数の割合を乗じたものを計上しています。

常勤職員：嘱託手当、超勤手当、社会保険料、介護保険料、雇用保険料

非常勤職員：非常勤職員手当

※ 人員数は「2. 従来の実施に要した人員」をご参照下さい。

②物件費

以下の経費に当該試験地の受験申請者数からAD及びIPを除いた受験申請者数の割合を乗じたものを計上しています。

試験会場：会場借上料

以下の経費に当該試験地の受験申請者割合並びに当該試験地の受験申請者数からAD及びIPを除いた受験申請者数の割合を乗じたものを計上しています。

試験会場：会場消耗品費等

以下の経費に業務従事割合、当該試験地の受験申請者割合並びに当該試験地の受験申請者数からAD及びIPを除いた受験申請者数の割合を乗じたものを計上しています。

支部事務所：事務所賃借料、水道光熱費、通信運搬費等

※ 借上となる会場については、「3. 従来の実施に要した施設及び設備」をご参照下さい。

③委託費等

以下の経費に当該試験地の受験申請者割合並びに当該試験地の受験申請者数からAD及びIPを除いた受験申請者数の割合を乗じたものを計上しています。

監督員等謝金等：監督員等謝金等、宿泊費、交際費等

以下の経費に業務従事割合、当該試験地の受験申請者割合並びに当該試験地の受験申請者数からAD及びIPを除いた受験申請者数の割合を乗じたものを計上しています。

旅費その他：国内旅費、業務委託手数料等

※ 請負料を積算する基準となる業務量については、「2. 従来の実施に要した人員」に注記しております。

※ 監督員等の数については、「3. 従来の実施に要した施設及び設備」をご参照下さい。

3. 減価償却費、退職給付費用及び間接部門費は推計の要素を含む参考情報であり、各費目の算定方法は以下のとおりです。

①減価償却費の算定対象資産、算定方法は、以下のとおりです。

民間事業者において調達すべき資産はないことから計上していません。

②退職給付費用の算定方法は、以下のとおりです。

対象者の退職給付費用に、業務従事割合、当該試験地の受験申請者割合並びに当該試験地の受験申請者数からAD及びIPを除いた受験申請者数の割合を乗じたものを計上しています。

③間接部門費の算定対象部門は、以下のとおりです。

試験センター共通の間接部門としてセンター長、経理グループ、企画グループ及び支部共通の間接部門として実施グループを対象にしており、職員数割合および入札対象業務への業務従事割合等を基準に配賦しております。また支部業務の中の庶務業務も対象とし、業務従事割合を基準に配賦しています。

なお、配賦した金額は、当該試験地の受験申請者割合並びに当該試験地の受験申請者数からAD及びIPを除いた受験申請者数の割合を乗じたものです。

2 従来の実施に要した人員

(単位：人)

	19年度	20年度	21年度
(関東支部)			
常勤職員	0.362	0.374	0.353
非常勤職員	0.418	0.160	0

(業務従事者に求められる知識・経験等)

試験実施業務の公平・厳正な実施を確保する観点から、国家試験、公的試験又はこれらに類する試験の監督を経験した者であることが望まれます。

(業務の繁閑の状況とその対応)

関東支部では、試験直前の2ヶ月前程度(2月下旬、8月下旬)から、会場責任者等の管理業務、問題冊子・答案用紙の受領と答案用紙の発送に係る準備等の業務が始まり、試験当日まで繁忙となります。このため、試験用具の配布仕分け、消耗品の買い出し、試験会場教室配置図の作成補助、電話対応などの業務を処理するため、臨時補助員を雇用しております。

(注記事項)

1. 入札対象業務に年度を通じて直接従事した常勤者及び非常勤者の人数を記載しています。

機構が配置している常勤職員は9名(うち2名は派遣職員)ですが民間競争入札の対象業務以外の業務と兼務しているため、当該業務に携わる比率を考慮して算定されています。人員数は1人の職員が1年間対象業務に従事した場合を1人として算定した数値を記載しています。

対象業務にかかる工数193.7人日÷(年間業務日数250日)に、当該試験地受験申請者割合と当該試験地の受験申請者数からAD及びIPを除いた受験申請者数の割合を乗じた数値を計上しています。

2. 関東支部の職員は、対象業務以外に案内書・願書の配付、応募者の問い合わせ対応、経理・庶務その他バックオフィス業務、水戸・土浦・宇都宮・前橋・新潟・長岡・甲府・長野・静岡・浜松における協力先団体との連絡調整等の業務を実施しています。

3. 関東支部では、試験直前の約2ヶ月間は業務繁忙のため臨時補助員(2名)を雇用しております。上記臨時補助員は、関東支部直轄全試験地(東京、八王子、埼玉、千葉、柏、横浜・川崎、藤沢、厚木試験地)の業務に携わっています。

3 従来の実施に要した施設及び設備

事務所：東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス15階（103.68平方メートル）

設備：パソコン10台、クライアントサーバー1台、プリンター6台（うち、カラープリンター2台、拡大用プリンター2台）、コピー機2台（うちFAX兼用1台、プリンター兼用1台）、電話10台、机・椅子10セット、作業机3台、会議用椅子6脚、ロッカー7台、キャビネット16台、シュレッダー1台、金庫1台、メーリングマシン1台
上記設備は、関東支部直轄全試験地（東京、八王子、埼玉、千葉、柏、横浜・川崎、藤沢、厚木試験地）で共用しています。

試験区別受験申請者数：平成19年度春期試験～21年度秋期試験の受験申請者数

（単位：人）

実施試験区分	平成19年度春期	平成19年度秋期	平成20年度春期	平成20年度秋期	実施試験区分	平成21年度春期	平成21年度秋期
システム監査技術者	4,516		4,208		システム監査技術者	2,968	
TE(システム管理)	3,939		3,483		ITサービスマネージャ		3,140
TE(データベース)	9,349		9,487		データベース	9,812	
TE(エンベデッド)	2,620		2,633		エンベデッド	2,534	
TE(セキュリティ)	8,132		7,428		情報セキュリティスペシャリスト	8,153	8,178
ソフトウェア開発技術者	14,443	14,051	15,155	14,676	応用情報技術者	16,268	17,436
基本情報技術者	23,631	24,336	24,715	25,924	基本情報技術者	25,572	28,519
システムアナリスト		2,825		2,576	ITストラテジスト		4,637
プロジェクトマネージャ		7,606		7,843	プロジェクトマネージャ	8,774	
アプリケーション		6,284		5,886	システムアーキテクト		7,148
TE(ネットワーク)		7,850		7,493	ネットワークスペシャリスト		7,892
情報セキュリティアドミニストレータ		9,275		7,042			
上級システムアドミニストレータ		1,512		1,076			
小計	66,630	73,739	67,109	72,516	計	74,081	76,950
初級システムアドミニストレータ	12,037	13,024	9,310	9,299	初級システムアドミニストレータ	5,161	
					ITパスポート	10,105	14,512
小計	12,037	13,024	9,310	9,299	計	15,266	14,512
合計	78,667	86,763	76,419	81,815	合計	89,347	91,462

試験会場：平成19年度春期試験～21年度秋期試験の期間中に借用した会場

東京試験地

（単位：人）

試験会場	平成19年度春期	平成19年度秋期	平成20年度春期	平成20年度秋期	平成21年度春期	平成21年度秋期
日本大学(経済学部)	1,498		1,494			
明治大学(駿河台)	1,711		1,478		1,412	
大原簿記学校	689	1,292	500	976	540	1,010
東京大学(法、文)	982	1,024	937	621	930	1,040
東京電機大学	1,726	1,721	1,618			
立志舎 BEST COLLEGES	1,095	1,107	1,152	1,153	905	1,142
明治学院大学	2,009	2,206	1,818	2,491	2,604	1,692
読売理工医療福祉専門学校	817	858	713	705	705	752
東海大学短期大学部	864					
城北学園(中・高校)	1,277	1,875	1,317	1,915	1,320	1,378
モード学園 コクーンタワー					1,024	1,224
早稲田大学本部A	2,926		2,728	2,354	3,070	
早稲田大学本部B	1,980		2,279	2,787	2,424	
早稲田大学(理工学部)					2,490	1,972
関東第一高等学校	1,079	1,228	1,050	1,280	1,282	1,432
拓殖大学	1,771					
中央大学(理工学部)		2,882	2,416		2,348	
國學院大学(渋谷)	1,562		1,567		1,550	
立教大学A	2,591	2,681	2,685	2,560	2,600	2,600
立正大学				2,429		
駒澤大学	1,499		1,527		1,960	
大東文化大学	1,649		1,876		1,800	
日本大学理工学部(駿河台1号館)	1,298		1,117			
日本工学院専門学校	1,763	1,770	1,056	1,212	1,172	1,844
東京女学館(渋谷)	1,297	1,498	872	1,364	1,015	1,380
青山学院大学(渋谷)	1,644				858	1,968
東京都市大学(世田谷)	1,992	2,565	1,988	2,315	2,111	
成城大学	1,759	2,196	1,759	2,135	1,908	
NEC田町研修センター		546		597		646
昭和女子大学	1,033	1,298	797		1,115	

試験会場	平成19年度 春期	平成19年度 秋期	平成20年度 春期	平成20年度 秋期	平成21年度 春期	平成21年度 秋期
高千穂大学	1,391		1,396		1,379	
日本電子専門学校	739		737	740	757	843
正則高等学校	319	254	268	230	555	662
慶應義塾大学三田校舎		2,873	2,495			
お茶の水女子大学	759	740	774		733	
テーオーシー五反田		2,573		2,571		2,568
日本工業大学付属東京工業高等学校	1,348	1,405	1,258	1,428	1,150	1,422
芝浦工業大学中学高等学校	958	959	957	959	920	950
戸板女子短期大学				501	502	
明治大学 和泉校舎	3,486	3,978	3,492	3,495	3,500	3,500
立志舎BEST COLLEGES杉並学園本部	407					
目白大学新宿キャンパス	1,699	2,635		2,397	2,000	2,120
芝浦工業大学豊洲キャンパス	1,039		999		1,188	
自由ヶ丘学園高等学校		716		655		644
東京電子専門学校(池袋)	1,454	1,471	1,407	1,452	1,400	1,400
上智大学		719		859		572
日本学園中学・高等学校	620	580	499	497		
大原情報ビジネス専門学校	439	440	439	439	440	440
東京工科専門学校(東中野)	617	619	617	618	620	620
フォーラム8		1,682		1,695	1,776	1,604
東京都立産業貿易センター(台東館)		2,275		2,278	2,280	2,284
立教大学B	1,816	1,908	2,135	1,836	2,040	1,808
東京医療保健大学五反田キャンパス			205	400	428	457
東京医療保健大学世田谷キャンパス				701	655	654
東京流通センター		1,510				3,250
東京国際展示場(会議棟)		1,325			1,328	1,224
成立学園高等学校	757	813	689	802	804	828
多摩大学目黒中学・高等学校	899	895	899	897	900	900
東京家政大学		827		924		1,292
明治学院高等学校	599	759	758	759	760	798
学習院女子大学	700		702	704	691	797
東京栄養食糧専門学校	800	819	676	662	690	900
後藤学園(武蔵野栄養専門学校)		1,143		963	900	
日本ジャーナリスト専門学校	419	415	415	354		
日本福祉教育専門学校(高田馬場校舎)				550	570	570
東京総合理容美容専門学校	648	660	646	639	640	640
テーオーシー有明		1,006	1,007	1,003	1,008	1,008
東洋学園大学本郷キャンパス		859	859	915	920	920
中央動物専門学校				598	599	635
駿台学園高等学校				720		
東京ヘアメイク専門学校				400		400
臨床福祉専門学校				586	529	580
二松学舎大学						606
中央工学校					1,460	
東京経済大学	2,033	998	2,077	2,722	2,100	2,719
電気通信大学A		1,365		1,356		1,282
成蹊大学	3,495		3,493	3,496	3,500	3,500
東京農工大学(工学部)	1,296	1,297	1,298	1,300		
東京農工大学(農学部)		1,298		608		1,000
東京電機大学中学校・高等学校	1,000	997	998	999	1,000	1,000
電気通信大学B		1,049		1,050		1,050
専門学校 東京テクニカルカレッジ	798	899	893	889		
明治学院東村山中学・高等学校				498	1,515	1,530
東京工学院専門学校	809	599	810	595	810	570
一橋大学						1,354
NTT東日本研修センタ	858		683		1,198	1,797
玉川大学	1,082		699		1,103	
共立薬科大学	224	692				
東京国際展示場(西3・4)		3,182				
東京海洋大学(品川キャンパス)		789				
NTT麻布セミナーハウス		1,575				
東京海洋大学越中島キャンパス		658				
多摩永山情報教育センター		559				
東京法科学院専門学校		176		147		
郁文館高等学校						1,372
明星学園高等学校						500
嘉悦大学						900
多摩大学						1,030

試験会場	平成19年度 春期	平成19年度 秋期	平成20年度 春期	平成20年度 秋期	平成21年度 春期	平成21年度 秋期
ベルサール汐留						1,451
ベルサール秋葉原						836
ベルサール西新宿						752
ベルサール八重洲						608
ベルサール原宿						412
ベルサール九段						436
TKP銀座ビジネスセンター						436
TKP東京駅八重洲ビジネスセンター						978
TKP三田・田町ビジネスセンター						666
機械産業記念事業財団テピア	21	30	16	17		19
戸山サンライズ(全国身障者)	28	44	29	39	52	49
アクロスあらかわ	14		14	13	14	15
タイム24ビル(B)	17	20	19	23	39	31
小計	72,099	79,832	70,102	75,873	82,596	84,269

八王子試験地 (単位:人)

首都大学東京			966		1,056	
工学院大学(八王子校舎)	1,233	1,983	1,287	1,687	1,368	1,788
日本工学院八王子専門学校 A	2,678	3,024	2,351	2,193	2,627	3,552
日本工学院八王子専門学校 B		1,909		1,343		
多摩永山情報教育センター				700		786
帝京大学	1,711		1,695		1,680	
中央大学多摩キャンパスA	420					
中央大学多摩キャンパスB	509					
八王子高等学校						1,050
多摩少年院	5	3	7	4	4	
八王子市東浅川保健福祉センター	12	12	11	15	16	17
小計	6,568	6,931	6,317	5,942	6,751	7,193
東京試験地、八王子試験地合計	78,667	86,763	76,419	81,815	89,347	91,462

会場借上費:

(単位:千円)

	平成19年度 春期	平成19年度 秋期	平成20年度 春期	平成20年度 秋期	平成21年度 春期	平成21年度 秋期
会場数	67	68	65	72	71	79
平均額	854	1,349	921	1,072	1,129	1,405

会場責任者等人数:

(単位:人)

職種	平成19年度 春期	平成19年度 秋期	平成20年度 春期	平成20年度 秋期	平成21年度 春期	平成21年度 秋期
会場責任者、副責任者	183	182	180	192	176	203
主任監督員、監督員	1,686	1,904	1,759	1,880	1,936	1,856
主任管理員、管理員	1,491	1,548	1,463	1,546	1,414	1,229
合計	3,360	3,633	3,402	3,618	3,526	3,288

※会場責任者、副責任者については、A D、I Pの会場責任者、副責任者数を人数から除いています。
主任監督員以下の職種の人数は、当該試験地の各職種人数に当該試験地の受験申請者数からA D及びI Pを除いた受験申請者数の割合を乗じたもので算出しています。

(注記事項)

1. 試験実施に要する備品の詳細については、機構が提供する「会場事務局・管理員マニュアル」を参照してください。
2. 機構の施設の中で受託者が使用できる事務スペースや物品はありません。
3. 関東支部は平成23年度中に廃止するため、支部廃止に伴い事務所の賃貸借契約は解消します。なお、上記設備のうち、リース分はリース元に返還し、保有分は本部で引き取るか又は売却若しくは処分します。
4. 入札説明会時において、平成22年度の各期の試験における各試験区分別応募者数、各会場別応募者数及び会場責任者等人数が明らかになる資料を、入札参加希望者の求めに応じて開示又は貸与します。資料の開示・貸与に当たっては、第三者に公表しない旨の誓約書を致します。

4 従来の実施における目的の達成の程度

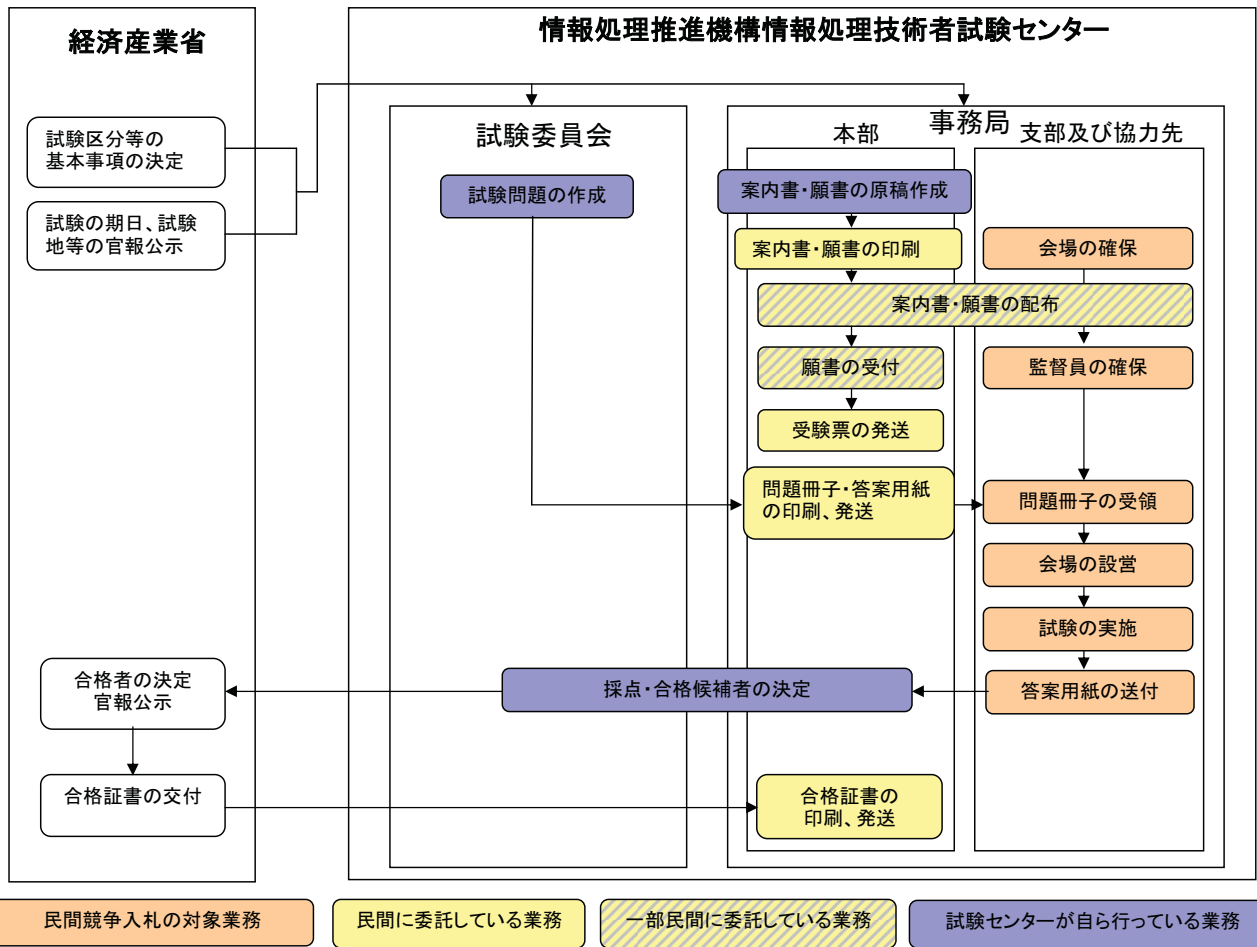
	19年度		20年度		21年度	
	目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績
(関東支部)						
試験問題の事前漏洩件数	0	0	0	0	0	0
答案用紙の回収漏れ	0	0	0	0	0	0

(注記事項)

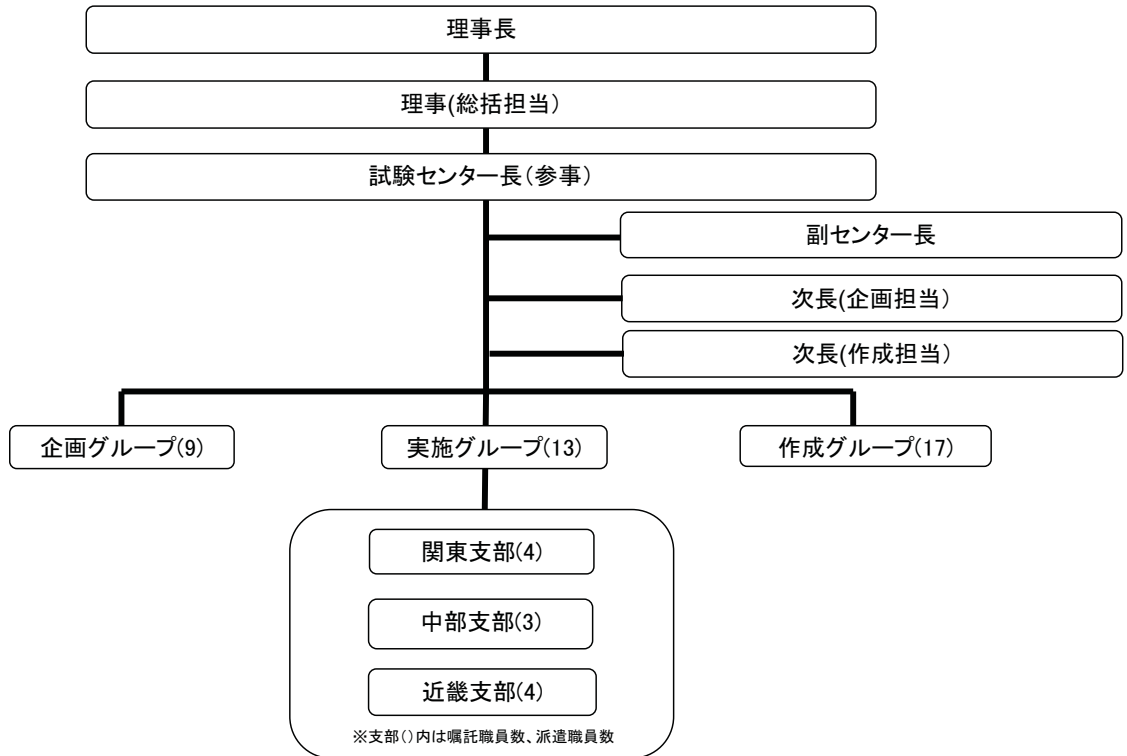
(指標の意義、選定根拠)
昭和44年の試験創設以降、平成22年度秋期試験までの受験申請者総数がのべ1,603万人(合格者数がのべ189万人)に達する中、試験問題の事前漏洩は1件もありません。また、答案用紙の回収率は例年100%となっております。

5 従来の実施方法等

従来の実施方法(業務フロー図等)



組織図(23年4月現在)



※本部()内は常勤職員、嘱託職員数

(試験実施事業の目的を達成する観点から重視している事項)

- ①試験会場を確実に確保すること。
- ②問題冊子の事前漏洩は絶対に防止すること。
- ③試験時間の過不足が絶対にならないようにすること。
- ④試験実施マニュアル等を厳格に適用することにより、受験者に対して公平に対応すること。
- ⑤受験申請者の出欠確認は正確に行うこと。
- ⑥受験者の答案用紙及び受験票は全数を回収すること。
- ⑦回収した答案用紙には、絶対に加筆・訂正をしないこと。
- ⑧未使用答案用紙はいかなる理由があっても欠席者・部外者に渡してはならないこと。

(注記事項) 試験における取扱数量は下記のとおりです。

	19年度	20年度	21年度	
	関東支部	関東支部	関東支部	
試験地への問題冊子送付数	146,500	146,200	157,000	
受験票・答案用紙回収数	86,177	86,663	98,194	

1 従来の実施に要した経費

（単位：千円）

		19年度	20年度	21年度
（関東支部）				
人件費	常勤職員	19,270	19,362	14,258
	非常勤職員	651	255	0
物件費		88,566	94,519	102,129
委託費等	委託費定額部分	0	0	0
	成果報酬等	0	0	0
	監督員等謝金等	83,823	91,507	100,868
	旅費その他	1,590	1,846	1,137
計(a)		193,900	207,489	218,392
参考値	減価償却費	0	0	0
	退職給付費用	488	465	229
(b)	間接部門費	3,088	2,717	2,119
(a) + (b)		197,476	210,671	220,740

（注記事項）

1. 関東支部の業務形態

関東支部の常勤職員等が試験会場の確保、監督員等の確保、当日の試験運営を実施しています。

2. 各費目の内容

①人件費

以下の経費に業務従事割合、当該試験地の受験申請者割合並びに当該試験地の受験申請者数から初級アドミニストレータ（以下、ADという。）及びITパスポート（以下、IPという。）を除いた受験申請者数の割合を乗じたものを計上しています。

常勤職員：嘱託手当、超勤手当、社会保険料、介護保険料、雇用保険料

非常勤職員：非常勤職員手当

※ 人員数は「2. 従来の実施に要した人員」をご参照下さい。

②物件費

以下の経費に当該試験地の受験申請者数からAD及びIPを除いた受験申請者数の割合を乗じたものを計上しています。

試験会場：会場借上料

以下の経費に当該試験地の受験申請者割合並びに当該試験地の受験申請者数からAD及びIPを除いた受験申請者数の割合を乗じたものを計上しています。

試験会場：会場消耗品費等

以下の経費に業務従事割合、当該試験地の受験申請者割合並びに当該試験地の受験申請者数からAD及びIPを除いた受験申請者数の割合を乗じたものを計上しています。

支部事務所：事務所賃借料、水道光熱費、通信運搬費等

※ 借上となる会場については、「3. 従来の実施に要した施設及び設備」をご参照下さい。

③委託費等

以下の経費に当該試験地の受験申請者割合並びに当該試験地の受験申請者数からAD及びIPを除いた受験申請者数の割合を乗じたものを計上しています。

監督員等謝金等：監督員等謝金等、宿泊費、交際費等

以下の経費に業務従事割合、当該試験地の受験申請者割合並びに当該試験地の受験申請者数からAD及びIPを除いた受験申請者数の割合を乗じたものを計上しています。

旅費その他：国内旅費、業務委託手数料等

※ 請負料を積算する基準となる業務量については、「2. 従来の実施に要した人員」に注記しております。

※ 監督員等の数については、「3. 従来の実施に要した施設及び設備」をご参照下さい。

3. 減価償却費、退職給付費用及び間接部門費は推計の要素を含む参考情報であり、各費目の算定方法は以下のとおりです。

①減価償却費の算定対象資産、算定方法は、以下のとおりです。

民間事業者において調達すべき資産はないことから計上していません。

②退職給付費用の算定方法は、以下のとおりです。

対象者の退職給付費用に、業務従事割合、当該試験地の受験申請者割合並びに当該試験地の受験申請者数からAD及びIPを除いた受験申請者数の割合を乗じたものを計上しています。

③間接部門費の算定対象部門は、以下のとおりです。

試験センター共通の間接部門としてセンター長、経理グループ、企画グループ及び支部共通の間接部門として実施グループを対象にしており、職員数割合および入札対象業務への業務従事割合等を基準に配賦しております。また支部業務の中の庶務業務も対象とし、業務従事割合を基準に配賦しています。

なお、配賦した金額は、当該試験地の受験申請者割合並びに当該試験地の受験申請者数からAD及びIPを除いた受験申請者数の割合を乗じたものです。

2 従来の実施に要した人員

(単位：人)

	19年度	20年度	21年度
(関東支部)			
常勤職員	0.280	0.297	0.281
非常勤職員	0.324	0.127	0

(業務従事者に求められる知識・経験等)

試験実施業務の公平・厳正な実施を確保する観点から、国家試験、公的試験又はこれらに類する試験の監督を経験した者であることが望まれます。

(業務の繁閑の状況とその対応)

関東支部では、試験直前の2ヶ月前程度(2月下旬、8月下旬)から、会場責任者等の管理業務、問題冊子・答案用紙の受領と答案用紙の発送に係る準備等の業務が始まり、試験当日まで繁忙となります。このため、試験用具の配布仕分け、消耗品の買い出し、試験会場教室配置図の作成補助、電話対応などの業務を処理するため、臨時補助員を雇用しております。

(注記事項)

1. 入札対象業務に年度を通じて直接従事した常勤者及び非常勤者の人数を記載しています。

機構が配置している常勤職員は9名(うち2名は派遣職員)ですが民間競争入札の対象業務以外の業務と兼務しているため、当該業務に携わる比率を考慮して算定されています。人員数は1人の職員が1年間対象業務に従事した場合を1人として算定した数値を記載しています。

対象業務にかかる工数193.7人日÷(年間業務日数250日)に、当該試験地受験申請者割合と当該試験地の受験申請者数からAD及びIPを除いた受験申請者数の割合を乗じた数値を計上しています。

2. 関東支部の職員は、対象業務以外に案内書・願書の配付、応募者の問い合わせ対応、経理・庶務その他バックオフィス業務、水戸・土浦・宇都宮・前橋・新潟・長岡・甲府・長野・静岡・浜松における協力先団体との連絡調整等の業務を実施しています。

3. 関東支部では、試験直前の約2ヶ月間は業務繁忙のため臨時補助員(2名)を雇用しております。

上記臨時補助員は、関東支部直轄全試験地(東京、八王子、埼玉、千葉、柏、横浜・川崎、藤沢、厚木試験地)の業務に携わっています。

3 従来の実施に要した施設及び設備

事務所：東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス15階（103.68平方メートル）

設備：パソコン10台、クライアントサーバー1台、プリンター6台（うち、カラープリンター2台、拡大用プリンター2台）、コピー機2台（うちFAX兼用1台、プリンター兼用1台）、電話10台、机・椅子10セット、作業机3台、会議用椅子6脚、ロッカー7台、キャビネット16台、シュレッター1台、金庫1台、メーリングマシン1台
上記設備は、関東支部直轄全試験地（東京、八王子、埼玉、千葉、柏、横浜・川崎、藤沢、厚木試験地）で共用しています。

試験区分別受験申請者数：平成19年度春期試験～21年度秋期試験の受験申請者数

（単位：人）

実施試験区分	平成19年度春期	平成19年度秋期	平成20年度春期	平成20年度秋期	実施試験区分	平成21年度春期	平成21年度秋期
システム監査技術者	186		742		システム監査技術者	575	
TE(システム管理)	211		692		ITサービスマネージャ		725
TE(データベース)	1,669		1,815		データベース	2,035	
TE(エンベデッド)	143		366		エンベデッド	369	
TE(セキュリティ)	7,337		7,044		情報セキュリティスペシャリスト	7,944	8,405
ソフトウェア開発技術者	15,833	15,657	15,969	15,874	応用情報技術者	17,018	18,660
基本情報技術者	22,873	25,485	24,134	26,469	基本情報技術者	24,543	28,372
システムアナリスト		328		441	ITストラテジスト		841
プロジェクトマネージャ		1,191		1,503	プロジェクトマネージャ	1,735	
アプリケーション		1,042		1,194	システムアーキテクト		1,375
TE(ネットワーク)		7,463		7,528	ネットワークスペシャリスト		7,885
情報セキュリティアドミニストレータ		8,903		7,053			
上級システムアドミニストレータ		284		235			
小計	48,252	60,353	50,762	60,297	計	54,219	66,263
初級システムアドミニストレータ	12,972	13,927	9,991	10,247	初級システムアドミニストレータ	5,442	
					ITパスポート	10,306	14,785
小計	12,972	13,927	9,991	10,247	計	15,748	14,785
合計	61,224	74,280	60,753	70,544	合計	69,967	81,048

試験会場：平成19年度春期試験～21年度秋期試験の期間中に借用した会場

埼玉試験地

（単位：人）

試験会場	平成19年度春期	平成19年度秋期	平成20年度春期	平成20年度秋期	平成21年度春期	平成21年度秋期
東京電機大学 鳩山校舎		1,020		1,153		1,032
獨協大学	1,232	2,631	1,901	1,803	2,929	1,905
文教大学 越谷校舎	881	1,055	723	1,177		
ものづくり大学						529
東京理科大学 久喜キャンパス		930		827		848
ジェイエイ共済埼玉ビル				554	794	713
目白大学岩槻キャンパス		720		804		851
平成国際大学	550	664	812	1,139	960	1,110
国際学院高等学校		503		493		638
国際学院埼玉短期大学					700	
埼玉工業専門学校	522	524	524			313
代々木ゼミナール大宮校B館				369		
埼玉栄中学・高等学校	522	522	595	810	600	600
小松原高等学校		550		388		517
埼玉大学	797	1,317	1,197		1,243	1,768
埼玉工業大学	350	348	348	400	360	429
東洋大学朝霞キャンパス	770		649		810	
大原簿記専門学校大宮校	555	585	585	584	608	585
立教大学(新座校舎)	700		928		1,144	
芝浦工業大学大宮校舎	1,267		918			
東京国際大学第一キャンパス	1,312		642		1,660	
東京国際大学第二キャンパス		1,065		1,156		1,560
熊谷商業高等学校	454	520	490	559	490	560
秋草学園短期大学	499					
十文字学園女子大学	499	500	500	500	490	500
埼玉コンピュータ・医療事務専門学校		394	393	394	396	355
東京家政大学 狭山校舎						300
国立職業リハビリテーションセンター	30	27	21	17	16	24
埼玉県総合リハビリテーションセンター	7	9	3	7	9	11
川越少年刑務所	18	20	20	15	16	14
小計	10,965	13,904	11,249	13,149	13,225	15,162

千葉試験地

(単位:人)

試験会場	平成19年度 春期	平成19年度 秋期	平成20年度 春期	平成20年度 秋期	平成21年度 春期	平成21年度 秋期
和洋女子大学	907	1,048	828	995	577	854
神田外語大学	1,061	1,202	1,002	1,195	884	2,026
千葉工業大学(津田沼校舎)	1,372	1,885	1,471	1,822	1,723	2,932
千葉工業大学(芝園校舎)	1,617	2,519	1,841	2,791	2,312	1,566
千葉商科大学	1,752	2,042	1,889		1,840	
敬愛学園高等学校	661		625			
敬愛大学稲毛キャンパス	973					
敬愛大学佐倉キャンパス	553	763	597	653		
幕張メッセ(国際会議場)		873			1,097	1,104
東京情報大学	828	1,119	1,002	945	875	1,300
東京学館船橋高等学校	698		687	830	766	
東邦大学習志野キャンパス		900		1,016		1,520
千葉経済大学		578	759			
代々木ゼミナール津田沼校				1,187	986	801
植草学園大学・短期大学				611	1,068	735
日本大学薬学部				460	600	660
東京電機大学千葉ニュータウンキャンパス						1,082
淑徳大学千葉キャンパス		677				
市原刑務所	11	10	10	11	9	10
千葉県青少年女性会館	17	25	18	14	20	17
小計	10,450	13,641	10,729	12,530	12,757	14,607

柏試験地

(単位:人)

麗澤大学	841		769		747	
東洋学園大学	798		784		770	
中央学院大学		400		399		400
日本大学松戸歯学部				499		500
日本橋学園大学	731		686	842	856	996
東京理科大学野田キャンパス	2,309	3,682	2,246	3,612	3,251	4,353
流通経済大学新松戸キャンパス	1,234	1,473	1,101	1,173	945	1,176
東京学館船橋高等学校		806				
東葛テクノプラザ	9	8	6	8	8	9
小計	5,922	6,369	5,592	6,533	6,577	7,434

横浜・川崎試験地

(単位:人)

川崎市立商業高等学校	810	809	810		765	775
川崎市立川崎総合科学高等学校	719	722	719	722	665	3,270
明治大学 生田校舎	2,407	2,403	2,537	2,733	2,310	2,246
専修大学 生田校舎	2,727	2,784	2,725	2,703	2,311	
神奈川大学 横浜キャンパス	1,653		2,185		2,320	
横浜商科大学	1,730		1,732		1,538	
関東学院大学 金沢八景キャンパス	2,298	2,296		2,190	1,840	
岩崎学園 新横浜1号館	673	673	624	624	726	833
岩崎学園 新横浜2号館	316	316	312	318	324	352
相鉄岩崎学園ビル(横浜西口2号館)	312	312	364	742	821	643
パシフィコ横浜(展示ホールA、B)		3,815		3,806		3,820
パシフィコ横浜(展示ホールC、D)		3,802		3,816		3,820
神奈川県立新羽高等学校				890		
神奈川県立横浜桜陽高等学校				748	750	750
横浜市立横浜商業高等学校					720	720
慶応義塾大学 日吉キャンパス					2,192	
國學院大学 たまプラーザキャンパス	2,707	2,502	2,616	2,527	1,485	1,561
東京都立大学 横浜キャンパス	1,114	1,098	1,096	1,006	1,029	1,222
鶴見大学	762	762	761	743	740	740
大原法律公務員専門学校 横浜校	461	462	462	462	462	462
代々木ゼミナール横浜校				516	470	321
東洋英和女学院大学	1,454	1,457	1,420	1,668	1,500	2,614
東京女学院大学	664	662	664	664	700	700
横浜国立大学		1,437	1,377			
東芝研修センターB	910	906	910	909	884	1,010
青山学院大学 相模原キャンパス	1,822		2,625		2,564	4,213
明治学院大学 横浜キャンパス	1,601	1,602	1,600		1,160	2,824
橋学苑中学校・高等学校				1,602	743	737
中央大学横浜山手中学校・高等学校						828
東京工業大学 ずずかけ台キャンパス	478	480		362		
相模女子大学		821				
桜美林大学		660				
川崎市南部身体障害者福祉会館	19	15	25	15	24	23
東芝研修センターA	40	39	36	32	27	49
小計	25,677	30,835	25,600	29,798	29,070	34,533

藤沢試験地 (単位:人)

試験会場	平成19年度 春期	平成19年度 秋期	平成20年度 春期	平成20年度 秋期	平成21年度 春期	平成21年度 秋期
湘南工科大学	1,625	1,823	1,387	1,397	1,354	1,268
文教大学 湘南キャンパスA	1,221		1,236		738	
文教大学 湘南キャンパスB	745		674			
関東学院大学 小田原キャンパス	396	475	395	389	405	445
神奈川大学 湘南ひらつかキャンパス	807	882	884	638	642	897
藤沢翔陵高等学校		790		770	677	896
平塚工科高等学校		562			568	599
秀英予備校 藤沢校		516		584	564	617
日本大学生物資源科学部				1,165		773
平塚フレイズール		447				
藤沢産業センター	15	15	12	13	13	12
小計	4,809	5,510	4,588	4,956	4,961	5,507

厚木試験地 (単位:人)

試験会場	平成19年度 春期	平成19年度 秋期	平成20年度 春期	平成20年度 秋期	平成21年度 春期	平成21年度 秋期
麻布大学	853	859	823		849	
神奈川工科大学	500	1,224	420	761	676	1,624
産業能率大学	799	798	799	800	457	990
厚木中央高等学校・高等専修学校		797		799		739
松蔭大学		334		499		
東海大学(湘南校舎)	1,241		942		750	
秀英予備校(厚本校)				707	630	439
伊勢原シティプラザ(商工会館)	8	9	11	12	15	13
小計	3,401	4,021	2,995	3,578	3,377	3,805
合計	61,224	74,280	60,753	70,544	69,967	81,048

会場借上費:

(単位:千円)

	平成19年度 春期	平成19年度 秋期	平成20年度 春期	平成20年度 秋期	平成21年度 春期	平成21年度 秋期
会場数	69	76	68	75	76	78
平均額	591	798	626	791	697	876

会場責任者等人数:

(単位:人)

職種	平成19年度 春期	平成19年度 秋期	平成20年度 春期	平成20年度 秋期	平成21年度 春期	平成21年度 秋期
会場責任者、副責任者	171	191	171	192	192	191
主任監督員、監督員	1,181	1,428	1,252	1,433	1,300	1,840
主任管理員、管理員	1,083	1,153	1,118	1,192	1,075	1,054
合計	2,435	2,772	2,541	2,817	2,567	3,085

※会場責任者、副責任者については、A D、I Pの会場責任者、副責任者数を人数から除いています。
主任監督員以下の職種の人数は、当該試験地の各職種人数に当該試験地の受験申請者数からA D及びI Pを除いた受験申請者数の割合を乗じたもので算出しています。

(注記事項)

- 試験実施に要する備品の詳細については、機構が提供する「会場事務局・管理員マニュアル」を参照してください。
- 機構の施設の中で受託者が使用できる事務スペースや物品はありません。
- 関東支部は平成23年度中に廃止するため、支部廃止に伴い事務所の賃貸借契約は解消します。なお、上記設備のうち、リース分はリース元に返還し、保有分は本部で引き取るか又は売却若しくは処分します。
- 入札説明会時において、平成22年度の各期の試験における各試験区分別応募者数、各会場別応募者数及び会場責任者等人数が明らかになる資料を、入札参加希望者の求めに応じて開示又は貸与します。資料の開示・貸与に当たっては、第三者に公表しない旨の誓約書を徴します。

4 従来の実施における目的の達成の程度

	19年度		20年度		21年度	
	目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績
(関東支部)						
試験問題の事前漏洩件数	0	0	0	0	0	0
答案用紙の回収漏れ	0	0	0	0	0	0

(注記事項)

(指標の意義、選定根拠)

昭和44年の試験創設以降、平成22年度秋期試験までの受験申請者総数がのべ1,603万人(合格者数がのべ189万人)に達する中、試験問題の事前漏洩は1件もありません。また、答案用紙の回収率は例年100%となっております。

5 従来の実施方法等

(試験実施事業の目的を達成する観点から重視している事項)

- ①試験会場を確実に確保すること。
- ②問題冊子の事前漏洩は絶対に防止すること。
- ③試験時間の過不足が絶対にならないようにすること。
- ④試験実施マニュアル等を厳格に適用することにより、受験者に対して公平に対応すること。
- ⑤受験申請者の出欠確認は正確に行うこと。
- ⑥受験者の答案用紙及び受験票は全数を回収すること。
- ⑦回収した答案用紙には、絶対に加筆・訂正をしないこと。
- ⑧未使用答案用紙はいかなる理由があっても欠席者・部外者に渡してはならないこと。

(注記事項) 試験における取扱数量は下記のとおりです。

	19年度	20年度	21年度	
	関東支部	関東支部	関東支部	
試験地への問題冊子送付数	126,200	119,300	128,800	
受験票・答案用紙回収数	68,502	71,338	81,212	

従来の実施状況に関する情報の開示（名古屋試験地）（別紙）

1 従来の実施に要した経費 （単位：千円）

		19年度	20年度	21年度
（中部支部）				
人件費	常勤職員	12,663	12,824	9,177
	非常勤職員	859	947	838
物件費		16,483	16,914	17,552
委託費等	委託費定額部分	0	0	0
	成果報酬等	0	0	0
	監督員等謝金等	17,378	16,747	16,280
	旅費その他	691	709	702
計(a)		48,074	48,141	44,549
参考値	減価償却費	0	0	0
	退職給付費用	0	0	0
(b)	間接部門費	4,273	3,564	2,816
(a) + (b)		52,347	51,705	47,365

（注記事項）

1. 中部支部の業務形態
中部支部の常勤職員等が試験会場の確保、監督員等の確保、当日の試験運営を実施しています。
2. 各費目の内容
 - ①人件費
以下の経費に業務従事割合並びに当該試験地の受験申請者数からA D及びI Pを除いた受験申請者数の割合を乗じたものを計上しています。
常勤職員：嘱託手当、超勤手当、社会保険料、介護保険料、雇用保険料
非常勤職員：非常勤職員手当
※ 人員数は「2. 従来の実施に要した人員」をご参照下さい。
 - ②物件費
以下の経費に当該試験地の受験申請者数からA D及びI Pを除いた受験申請者数の割合を乗じたものを計上しています。
試験会場：会場借上料、会場消耗品費等
以下の経費に業務従事割合並びに当該試験地の受験申請者数からA D及びI Pを除いた受験申請者数の割合を乗じたものを計上しています。
支部事務所：事務所賃借料、水道光熱費、通信運搬費等
※ 借上となる会場については、「3. 従来の実施に要した施設及び設備」をご参照下さい。
 - ③委託費等
以下の経費に当該試験地の受験申請者数からA D及びI Pを除いた受験申請者数の割合を乗じたものを計上しています。
監督員等謝金等：監督員等謝金等、宿泊費、交際費等
以下の経費に業務従事割合、当該試験地の受験申請者数からA D及びI Pを除いた受験申請者数の割合を乗じたものを計上しています。
旅費その他：国内旅費、業務委託手数料等
※ 請負料を積算する基準となる業務量については、「2. 従来の実施に要した人員」に注記しております。
※ 監督員等の数については、「3. 従来の実施に要した施設及び設備」をご参照下さい。
3. 減価償却費、退職給付費用及び間接部門費は推計の要素を含む参考情報であり、各費目の算定方法は以下のとおりです。
 - ①減価償却費の算定対象資産、算定方法は、以下のとおりです。
民間事業者において調達すべき資産はないことから計上していません。
 - ②退職給付費用の算定方法は、以下のとおりです。
常勤嘱託のため退職給付費用を計上していません。
 - ③間接部門費の算定対象部門は、以下のとおりです。
試験センター共通の間接部門としてセンター長、経理グループ、企画グループ及び支部共通の間接部門として実施グループを対象にしており、職員数割合および入札対象業務への業務従事割合等を基準に配賦しております。また支部業務の中の庶務業務も対象とし、業務従事割合を基準に配賦しています。
なお、配賦した金額は、当該試験地の受験申請者数からA D及びI Pを除いた受験申請者数の割合を乗じたものです。

2 従来の実施に要した人員

(単位：人)

	19年度	20年度	21年度
(中部支部)			
常勤職員	0.505	0.528	0.497
非常勤職員	0.360	0.415	0.346

(業務従事者に求められる知識・経験等)

試験実施業務の公平・厳正な実施を確保する観点から、国家試験、公的試験又はこれらに類する試験の監督を経験した者であることが望まれます。

(業務の繁閑の状況とその対応)

中部支部では、試験直前の1ヶ月前程度(3月下旬、9月下旬)から、会場責任者等の管理業務、問題冊子・答案用紙の受領と答案用紙の発送に係る準備等の業務が始まり、試験当日まで繁忙となります。このため、試験用具の配布仕分け、消耗品の買い出し、試験会場教室配置図の作成補助、電話対応などの業務を処理するため、臨時補助員を雇用しております。

(注記事項)

1. 入札対象業務に年度を通じて直接従事した常勤者及び非常勤者の人数を記載しています。
 機構が配置している常勤職員は3名ですが民間競争入札の対象業務以外の業務と兼務しているため、当該業務に携わる比率を考慮して算定されています。人員数は1人の職員が1年間対象業務に従事した場合を1人として算定した数値を記載しています。
 対象業務にかかる工数171.2人日÷(年間業務日数250日)に、当該試験地受験申請者割合と当該試験地の受験申請者数からAD及びIPを除いた受験申請者数の割合を乗じた数値を計上しています。
2. 中部支部の職員は、対象業務以外に案内書・願書の配付、応募者の問い合わせ対応、経理・庶務その他バックオフィス業務、富山・金沢・豊橋・岐阜・四日市における協力先団体との連絡調整等の業務を実施しています。
3. 中部支部では、試験直前の約1ヶ月間は業務繁忙のため臨時補助員(2名)を雇用しております。

3 従来の実施に要した施設及び設備

事務所：名古屋市中区栄5-26-39 タカシマ名古屋ビル8階（109平方メートル）

設備：パソコン3台、ノートパソコン1台、クライアントサーバー1台、プリンター3台（うち、カラープリンター2台）、コピー機（FAX兼用）1台、電話3台と子機1台、机・椅子5セット作業机4台、3脚、ロッカー3台、キャビネット9台、シュレッダー1台

試験区分別受験申請者数：平成19年度春期試験～21年度秋期試験の受験申請者数

実施試験区分	平成19年度		平成20年度		実施試験区分	平成21年度	
	春期	秋期	春期	秋期		春期	秋期
システム監査技術者	244		235		システム監査技術者	216	
TE(システム管理)	247		245		ITサービスマネージャ		200
TE(データベース)	895		909		データベース	999	
TE(エンベデッド)	453		520		エンベデッド	540	
TE(セキュリティ)	1,116		1,054		情報セキュリティスペシャリスト	1,145	1,325
ソフトウェア開発技術者	2,843	3,061	2,884	3,029	応用情報技術者	3,063	3,423
基本情報技術者	5,006	5,852	4,927	5,978	基本情報技術者	4,885	5,781
システムアナリスト		184		180	ITストラテジスト		369
プロジェクトマネージャ		598		649	プロジェクトマネージャ	732	
アプリケーション		632		624	システムアーキテクト		629
TE(ネットワーク)		1,115		1,085	ネットワークスペシャリスト		1,139
情報セキュリティアドミニストレータ		1,546		1,115			
上級システムアドミニストレータ		136		108			
計	10,804	13,124	10,774	12,768	計	11,580	12,866
初級システムアドミニストレータ	3,930	4,573	3,488	3,484	初級システムアドミニストレータ	1,919	
					ITパスポート	2,634	4,678
小計	3,930	4,573	3,488	3,484	計	4,553	4,678
合計	14,734	17,697	14,262	16,252	合計	16,133	17,544

試験会場：平成19年度春期試験～21年度秋期試験の期間中に借用した会場

名古屋試験地

試験会場	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	春期	秋期	春期	秋期	春期	秋期
名古屋工業大学(23号館)	491	694	480	649	632	670
名古屋工業大学(2号館)				624	580	629
名古屋工業大学(52号館)	895	1,065				
名城大学(4号館)	1,167	1,412	1,107		1,165	1,990
名城大学(共通講義棟南)	1,114	1,529	1,492	1,345	999	1,750
名城大学(共通講義棟北)	1,584	3,061	2,426	2,727	2,617	
名城大学(12号館)	453	477	457	479		605
名城大学(11号館)	406	320		288	316	369
東海工業専門学校	660	918				
東海工業専門学校(金山校)		708		948	840	1,095
名古屋工学院専門学校(3号館)	983	960	884	1,158	1,103	980
名古屋工学院専門学校(5号館)	1,066	1,050	908	1,054	957	1,085
名古屋工学院専門学校(1号館)						560
トライデントコンピュータ専門学校	401	410	406	404	406	412
名古屋情報メディア専門学校	616	620	616	599	600	580
名古屋医専・南校舎	775	738	428	418	416	
HAL名古屋(スパイラルタワーズ)						1,291
南山大学	1,366		1,051		1,145	669
ELICビジネス&公務員専門学校	645	646	637	640	360	378
愛知産業大学工業高等学校	324	355		604	360	543
名古屋医療情報専門学校	369	370	370	369	370	370
大同大学(滝春校舎)	715	869	824	577	650	
同朋大学			519	628	540	720
名古屋大学(経済学部)		598				
名古屋大学(全学教育棟)			846	1,111	1,065	
愛知学院大学(日進キャンパス1号館)						585
愛知学院大学(日進キャンパス2号館)				796		
中京大学(法学部校舎)				815		810
愛知大学(車道校舎)			16	19	330	
愛知大学(名古屋校舎)	683	879	795		668	1,435
愛知大学(名古屋校舎)内特別会場						18
日本福祉大学中央福祉専門学校	21	18			14	
合計	14,734	17,697	14,262	16,252	16,133	17,544

会場借上費：

(単位：千円)

	平成19年度 春期	平成19年度 秋期	平成20年度 春期	平成20年度 秋期	平成21年度 春期	平成21年度 秋期
会場数	20	21	18	21	22	22
平均額	379	421	436	405	399	433

会場責任者等人数：

(単位：人)

職種	平成19年度 春期	平成19年度 秋期	平成20年度 春期	平成20年度 秋期	平成21年度 春期	平成21年度 秋期
会場責任者、副責任者	27	32	26	33	32	46
主任監督員、監督員	386	461	374	444	409	433
主任管理員、管理員	158	175	143	174	170	177
合計	571	668	543	651	611	656

※会場責任者、副責任者については、A D、I Pの会場責任者、副責任者数を人数から除いています。
主任監督員以下の職種の人数は、当該試験地の各職種人数に当該試験地の受験申請者数からA D及びI Pを除いた受験申請者数の割合を乗じたもので算出しています。

(注記事項)

1. 試験実施に要する備品の詳細については、機構が提供する「会場事務局・管理員マニュアル」を参照してください。
2. 機構の施設の中で受託者が使用できる事務スペースや物品はありません。
3. 中部支部は平成23年度中に廃止するため、支部廃止に伴い事務所の賃貸借契約は解消します。なお、上記設備のうち、リース分はリース元に返還し、保有分は本部で引き取るか又は売却若しくは処分します。
4. 入札説明会時において、平成22年度の各期の試験における各試験区分別応募者数、各会場別応募者数及び会場責任者等人数が明らかになる資料を、入札参加希望者の求めに応じて開示又は貸与します。資料の開示・貸与に当たっては、第三者に公表しない旨の誓約書を徴します。

4 従来の実施における目的の達成の程度

	19年度		20年度		21年度	
	目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績
試験問題の事前漏洩件数	0	0	0	0	0	0
答案用紙の回収漏れ	0	0	0	0	0	0

(注記事項)

(指標の意義、選定根拠)
昭和44年の試験創設以降、平成22年度秋期試験までの受験申請者総数がのべ1,603万人(合格者数がのべ189万人)に達する中、試験問題の事前漏洩は1件もありません。また、答案用紙の回収率は例年100%となっております。

5 従来の実施方法等

※従来の実施方法（業務フロー図等）ならびに組織図（23年4月現在）につきましては、26ページを参照願います。

（試験実施事業の目的を達成する観点から重視している事項）

- ①試験会場を確実に確保すること。
- ②問題冊子の事前漏洩は絶対に防止すること。
- ③試験時間の過不足が絶対にならないようにすること。
- ④試験実施マニュアル等を厳格に適用することにより、受験者に対して公平に対応すること。
- ⑤受験申請者の出欠確認は正確に行うこと。
- ⑥受験者の答案用紙及び受験票は全数を回収すること。
- ⑦回収した答案用紙には、絶対に加筆・訂正をしないこと。
- ⑧未使用答案用紙はいかなる理由があっても欠席者・部外者に渡してはならないこと。

（注記事項）試験における取扱数量は下記のとおりです。

	19年度	20年度	21年度	
	中部支部	中部支部	中部支部	
試験地への問題冊子送付数	25,700	25,500	26,200	
受験票・答案用紙回収数	16,120	16,172	17,239	

1 従来の実施に要した経費		（単位：千円）		
		19年度	20年度	21年度
（近畿支部）				
人件費	常勤職員	13,761	13,318	8,825
	非常勤職員	2,216	2,150	2,075
物件費		35,625	35,776	39,890
委託費等	委託費定額部分	0	0	0
	成果報酬等	0	0	0
	監督員等謝金等	34,962	35,605	34,360
	旅費その他	723	936	903
計(a)		87,287	87,785	86,053
参考値	減価償却費	0	0	0
	退職給付費用	0	0	0
(b)	間接部門費	4,479	3,678	2,787
(a) + (b)		91,766	91,463	88,840
（注記事項）				
1. 近畿支部の業務形態 近畿支部の常勤職員等が試験会場の確保、監督員等の確保、当日の試験運営を実施しています。				
2. 各費目の内容				
①人件費 以下の経費に業務従事割合並びに当該試験地の受験申請者数からA D及びI Pを除いた受験申請者数の割合を乗じたものを計上しています。 常勤職員：嘱託手当、超勤手当、社会保険料、介護保険料、雇用保険料 非常勤職員：非常勤職員手当				
※ 人員数は「2. 従来の実施に要した人員」をご参照下さい。				
②物件費 以下の経費に当該試験地の受験申請者数からA D及びI Pを除いた受験申請者数の割合を乗じたものを計上しています。 試験会場：会場借上料、会場消耗品費等				
以下の経費に業務従事割合並びに当該試験地の受験申請者数からA D及びI Pを除いた受験申請者数の割合を乗じたものを計上しています。 支部事務所：事務所賃借料、水道光熱費、通信運搬費等				
※ 借上となる会場については、「3. 従来の実施に要した施設及び設備」をご参照下さい。				
③委託費等 以下の経費に当該試験地の受験申請者数からA D及びI Pを除いた受験申請者数の割合を乗じたものを計上しています。 監督員等謝金等：監督員等謝金等、宿泊費、交際費等				
以下の経費に業務従事割合、当該試験地の受験申請者数からA D及びI Pを除いた受験申請者数の割合を乗じたものを計上しています。 旅費その他：国内旅費、業務委託手数料等				
※ 請負料を積算する基準となる業務量については、「2. 従来の実施に要した人員」に注記しております。 ※ 監督員等の数については、「3. 従来の実施に要した施設及び設備」をご参照下さい。				
3. 減価償却費、退職給付費用及び間接部門費は推計の要素を含む参考情報であり、各費目の算定方法は以下のとおりです。				
①減価償却費の算定対象資産、算定方法は、以下のとおりです。 民間事業者において調達すべき資産はないことから計上していません。				
②退職給付費用の算定方法は、以下のとおりです。 常勤嘱託のため退職給付費用を計上していません。				
③間接部門費の算定対象部門は、以下のとおりです。 試験センター共通の間接部門としてセンター長、経理グループ、企画グループ及び支部共通の間接部門として実施グループを対象にしており、職員数割合および入札対象業務への業務従事割合等を基準に配賦しております。また支部業務の中の庶務業務も対象とし、業務従事割合を基準に配賦しています。 なお、配賦した金額は、当該試験地の受験申請者数からA D及びI Pを除いた受験申請者数の割合を乗じたものです。				

2 従来の実施に要した人員

(単位：人)

	19年度	20年度	21年度
(近畿支部)			
常勤職員	0.495	0.526	0.492
非常勤職員	0.935	0.964	0.870

(業務従事者に求められる知識・経験等)

試験実施業務の公平・厳正な実施を確保する観点から、国家試験、公的試験又はこれらに類する試験の監督を経験した者であることが望まれます。

(業務の繁閑の状況とその対応)

近畿支部では、試験直前の1ヶ月前程度(3月下旬、9月下旬)から、会場責任者等の管理業務、問題冊子・答案用紙の受領と答案用紙の発送に係る準備等の業務が始まり、試験当日まで繁忙となります。このため、試験用具の配布仕分け、消耗品の買い出し、試験会場教室配置図の作成補助、電話対応などの業務を処理するため、臨時補助員を雇用しております。

(注記事項)

1. 入札対象業務に年度を通じて直接従事した常勤者及び非常勤者の人数を記載しています。
 機構が配置している常勤職員は3名(うち1名は派遣職員)ですが民間競争入札の対象業務以外の業務と兼務しているため、当該業務に携わる比率を考慮して算定されています。人員数は1人の職員が1年間対象業務に従事した場合を1人として算定した数値を記載しています。
 対象業務にかかる工数166.7人日÷(年間業務日数250日)に、当該試験地の受験申請者数からAD及びIPを除いた受験申請者数の割合を乗じた数値を計上しています。
2. 近畿支部の職員は、対象業務以外に案内書・願書の配付、応募者の問い合わせ対応、経理・庶務その他バックオフィス業務、福井・姫路における協力先団体との連絡調整等の業務を実施しています。
3. 近畿支部では、試験直前の約1ヶ月間は業務繁忙のため臨時補助員(19年度は6名、20年度及び21年度は5名)を雇用しております。

3 従来の実施に要した施設及び設備

事務所：大阪市中央区天満橋京町2-6 天満橋八千代ビル別館6階（117.35平方メートル）

設備：パソコン4台、ノートパソコン1台、クライアントサーバー1台、プリンター5台（うち、カラープリンター3台、拡大用プリンター1台）、コピー機2台（うちFAX兼用1台）、電話4台、机・椅子7セット（アルバイト用も含む）、作業机3台、会議用椅子7脚、ロッカー2台、収納用ロッカー6台、キャビネット4台、シュレッダー1台

試験区分別受験申請者数：平成19年度春期試験～21年度秋期試験の受験申請者数

（単位：人）

実施試験区分	平成19年度 春期	平成19年度 秋期	平成20年度 春期	平成20年度 秋期	実施試験区分	平成21年度 春期	平成21年度 秋期
システム監査技術者	955		961		システム監査技術者	739	
TE(システム管理)	709		752		ITサービスマネージャ		706
TE(データベース)	2,044		2,176		データベース	2,199	
TE(エンベデッド)	879		948		エンベデッド	905	
TE(セキュリティ)	2,915		2,625		情報セキュリティスペシャリスト	2,974	3,257
ソフトウェア開発技術者	6,125	6,397	6,209	6,227	応用情報技術者	6,671	7,547
基本情報技術者	11,554	13,187	11,601	12,813	基本情報技術者	11,306	13,594
システムアナリスト		602		572	ITストラテジスト		1,105
プロジェクトマネージャ		1,829		1,910	プロジェクトマネージャ	2,052	
アプリケーション		1,522		1,422	システムアーキテクト		1,607
TE(ネットワーク)		3,092		2,991	ネットワークスペシャリスト		3,106
情報セキュリティアドミニストレータ		4,388		3,128			
上級システムアドミニストレータ		487		377			
計	25,181	31,504	25,272	29,440	計	26,846	30,922
初級システムアドミニストレータ	9,560	10,083	7,069	7,550	初級システムアドミニストレータ	4,213	
					ITパスポート	6,571	9,737
小計	9,560	10,083	7,069	7,550	計	10,784	9,737
合計	34,741	41,587	32,341	36,990	合計	37,630	40,659

試験会場：平成19年度春期試験～21年度秋期試験の期間中に借用した会場

大阪試験地

（単位：人）

試験会場	平成19年度 春期	平成19年度 秋期	平成20年度 春期	平成20年度 秋期	平成21年度 春期	平成21年度 秋期
大阪国際大学(枚方キャンパス)	879	1,058	514	538	520	1,041
関西大学(千里山第1学舎)			1,330			850
関西大学(千里山第2学舎)	1,454	2,719		1,875	2,665	2,466
関西大学(千里山第3学舎)					1,005	
関西大学(千里山第4学舎)	1,742	2,960	1,799	3,536		1,290
関西大学(天六学舎)		517		579		743
大阪学院大学	1,374		1,449		1,410	
大阪経済大学(東校地)	1,580	2,007	1,405	1,778	1,660	
大阪経済大学(西校地)		723				
大阪電気通信大学高等学校	480	628	484		494	
近畿大学	2,656		2,971	2,777	3,380	
大阪産業大学(3・13号館)	855	857	848	860	860	
大阪産業大学(東部キャンパス)						1,191
大阪産業大学(中央キャンパス)						693
羽衣国際大学	784	720	720	679	725	794
HAL大阪	1,020	1,822	839	1,321	1,020	1,814
マイドームおおさか	2,033	2,391	1,890	2,297	2,000	2,305
阪南大学	1,258	1,984	1,081	1,081	1,110	1,720
摂南大学	1,643		1,523		2,391	
桃山学院大学	1,223	2,257	1,099	1,725	1,630	2,744
天満研修センター	1,234	1,450	1,340	1,522	1,390	1,780
大阪成蹊大学・短期大学		1,829				
太成学院大学高等学校		488			599	784
大阪大学豊中キャンパス					599	
大阪青山大学						1,355
大阪商工会議所						800
大阪アカデミア						1,455
大阪市職業リハビリテーションセンター	39	42	31	32	30	44
小計	20,254	24,452	19,323	21,798	22,290	23,869

滋賀試験地

(単位:人)

立命館大学(BKC)コラーニングハウス I	1,229	1,415	1,034		1,325	1,307
滋賀県立大津商業高等学校				680		
滋賀県立八幡商業高等学校				445		
小計	1,229	1,415	1,034	1,125	1,325	1,307

京都試験地

(単位:人)

京都産業大学	1,147	1,362	802	1,242	815	1,155
立命館大学(衣笠キャンパス)	927	1,062	922	879	1,028	
同志社大学(新町キャンパス)						1,014
同志社大学(京田辺キャンパス)	1,384	2,089	1,067	1,304	1,189	1,399
京都女子大学	687	697	494			
京都女子大学(J校舎)				600		860
京都女子大学(C校舎)					762	
京都光華女子大学			496	500	560	558
京都府立総合社会福祉会館(ハートピア京都)	3	8	5	10	10	9
小計	4,148	5,218	3,786	4,535	4,364	4,995

奈良試験地

(単位:人)

帝塚山大学	1,158	1,267	971	1,101	1,152	1,758
帝塚山大学学園前キャンパス	540	686	480	625	584	331
奈良産業大学	311		348		522	
奈良大学		485				
奈良県立奈良高等学校				392		307
奈良少年刑務所	12	8	10	9	12	11
小計	2,021	2,446	1,809	2,127	2,270	2,407

神戸試験地

(単位:人)

大手前大学伊丹キャンパス	595	896	694	699	918	863
大手前大学さくら夙川キャンパス					704	972
園田学園女子大学	550					
甲南大学	887		776			
神戸市立神港高等学校	692	697	694	699	700	700
神戸村野工業高等学校	692	698	696	700	700	700
神戸国際展示場(3号館)				622		
関西学院大学	851	2,543	866	1,708	1,236	1,461
コンピュータ総合学園神戸電子専門学校	1,185	1,142	1,179	1,140	1,231	1,150
神戸学院大学	948	1,224	851	1,104	1,171	1,428
神戸市立こうべ市民福祉交流センター	12	23	17	36	16	43
小計	6,412	7,223	5,773	6,708	6,676	7,317

和歌山試験地

(単位:人)

近畿大学生物理工学部	677	833	616	697	705	764
小計	677	833	616	697	705	764

合計	34,741	41,587	32,341	36,990	37,630	40,659
----	--------	--------	--------	--------	--------	--------

会場借上費：

(単位：千円)

	平成19年度 春期	平成19年度 秋期	平成20年度 春期	平成20年度 秋期	平成21年度 春期	平成21年度 秋期
会場数	36	35	36	37	36	38
平均額	548	592	531	526	597	671

会場責任者等人数：

(単位：人)

職種	平成19年度 春期	平成19年度 秋期	平成20年度 春期	平成20年度 秋期	平成21年度 春期	平成21年度 秋期
会場責任者、副責任者	100	96	99	103	100	108
主任監督員、監督員	746	901	754	861	748	966
主任管理員、管理員	275	316	280	334	279	316
合計	1,121	1,313	1,133	1,298	1,127	1,390

※会場責任者、副責任者については、A D、I Pの会場責任者、副責任者数を人数から除いています。
主任監督員以下の職種の人数は、当該試験地の各職種人数に当該試験地の受験申請者数からA D及びI Pを除いた受験申請者数の割合を乗じたもので算出しています。

(注記事項)

1. 試験実施に要する備品の詳細については、機構が提供する「会場事務局・管理員マニュアル」を参照してください。
2. 機構の施設の中で受託者が使用できる事務スペースや物品はありません。
3. 近畿支部は平成23年度中に廃止するため、支部廃止に伴い事務所の賃貸借契約は解消します。なお、上記設備のうち、リース分はリース元に返還し、保有分は本部で引き取るか又は売却若しくは処分します。
4. 入札説明会時において、平成22年度の各期の試験における各試験区分別応募者数、各会場別応募者数及び会場責任者等人数が明らかになる資料を、入札参加希望者の求めに応じて開示又は貸与します。資料の開示・貸与に当たっては、第三者に公表しない旨の誓約書を徴します。

4 従来の実施における目的の達成の程度

	19年度		20年度		21年度	
	目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績
試験問題の事前漏洩件数	0	0	0	0	0	0
答案用紙の回収漏れ	0	0	0	0	0	0

(注記事項)

(指標の意義、選定根拠)

昭和44年の試験創設以降、平成22年度秋期試験までの受験申請者総数がのべ1,603万人(合格者数がのべ189万人)に達する中、試験問題の事前漏洩は1件もありません。また、答案用紙の回収率は例年100%となっております。

5 従来の実施方法等

※従来の実施方法（業務フロー図等）ならびに組織図（23年4月現在）につきましては、26ページを参照願います。

（試験実施事業の目的を達成する観点から重視している事項）

- ①試験会場を確実に確保すること。
- ②問題冊子の事前漏洩は絶対に防止すること。
- ③試験時間の過不足が絶対にならないようにすること。
- ④試験実施マニュアル等を厳格に適用することにより、受験者に対して公平に対応すること。
- ⑤受験申請者の出欠確認は正確に行うこと。
- ⑥受験者の答案用紙及び受験票は全数を回収すること。
- ⑦回収した答案用紙には、絶対に加筆・訂正をしないこと。
- ⑧未使用答案用紙はいかなる理由があっても欠席者・部外者に渡してはならないこと。

（注記事項）試験における取扱数量は下記のとおりです。

	19年度	20年度	21年度	
	近畿支部	近畿支部	近畿支部	
試験地への問題冊子送付数	62,900	60,900	63,100	
受験票・答案用紙回収数	37,563	36,489	42,520	